

インドネシアの倒産法に関する調査研究

2014年3月7日

弁護士 平石 努

Jakarta International Law Office

目 次

1. 前 文
2. インドネシア倒産法の概略
 - (1) 歴 史
 - (2) 手続の概略
 - (3) 特 徴
3. インドネシア倒産法制度
 - (1) 破産手続の開始
 - (2) 破産手続の機関
 - (3) 破産財団、財産関係の整理、法律的变化
 - (4) 破産債権の届出、調査、確認
 - (5) 和 議
 - (6) 破産財団の清算、配当
 - (7) 破産手続終了後の破産者の地位と更生
 - (8) 国際破産
 - (9) 支払猶予
 - (10) 和議案の提出
 - (11) 再審手続
 - (12) 雑則、移行規定
4. インドネシア倒産法の運用
5. インドネシア倒産法の問題点、改善策、提言

- 別添 1 インドネシア倒産法の目次
- 別添 2 中央ジャカルタ地方裁判所でのヒアリング議事録

1. 前 文

本論考は、法務省法務総合研究所から、インドネシアにおける倒産法の制度及び運用の実情並びに制度面又は運用面における改善策及び法制度整備支援に関する提言について調査研究の委託を受けて作成したものである。

本論考の作成にあたっては、まず日本の破産法と比較しながらインドネシアの倒産法を検討した。インドネシアの倒産法と日本の破産法は大きく異なる点があり、日本の破産法の枠組みと比較検討することにより、インドネシアの倒産法の特徴が浮き彫りになったと思われる。但し、インドネシアの倒産法を読み進めると、筆者のインドネシア語の読解力の問題もあるが、おそらく立法技術的な問題もあり、合理的な法文の解釈が困難な部分もあった。できるだけ現地法曹に確認しているが、解釈が不正確な点があるかもしれないことについてはご寛容願いたい。そして、次に最近の大型破産事件、筆者のインドネシアでの実務経験、現地裁判官や現地法曹からのヒアリングなどに基づき、その運用と問題点、改善策について考察している。

インドネシアの倒産法と日本の破産法は、基本的な考え方や手続きにおいて大きく異なっているが、本論考ではインドネシアの倒産法の概念、手続きを説明するのに、日本の破産法で使われている用語を流用している。できるだけ意味が近いと考えられる日本の破産法の使用するようにしているが、日本の破産法では各用語について厳密な定義があるところ、本論考では必ずしもそれらの定義に正確に合致する意味で各用語を使用している訳ではない。本論考の中で、新しい用語を設定して定義を確定しながらインドネシア倒産法を説明することは困難であり、本論考では便宜的に日本の破産法などの用語を流用していることをお断りしておきたい。

文中の条文番号は、特段の記載がない限り、インドネシア倒産法の条文番号である。

インドネシアの実質 GDP 成長率は、2008 年 6.0%、2009 年 4.6%、2010 年 6.2%、2011 年 6.5%、2012 年 6.2%、2013 年 5.8%¹となっており、いわゆるリーマン・ショックによる世界的な経済的停滞の影響を大きく受けることもなく、近年は順調な経済成長が続いている。そのような経済的状況のもとで社会的及び政治的に倒産法制改革の必要性が強く意識されることはないのかもしれない。しかし、インドネシア経済については、労働賃金が上昇し、中進国の罫が話題に上り、踊り場にあると評されている。当面、1998 年のアジア通貨危機のような急激な経済的失速は予想されていないものの、いつまで現在の経済的好調が続くかは不明である。将来的にインドネシアの経済状況によっては国内での倒産件数が増加する可能性はあり、その前に本論考で検討

¹ JTERO 主要経済統計 (http://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/basic_03/)

している課題などについての検討が進められ、着実にインドネシアの倒産法制の改善が積み上げられていくことが期待される。

2. インドネシア倒産法の概略

(1) 歴史

インドネシアでは、オランダの植民地であった時代の 1905 年に制定された倒産法 (Faillissements-verorderening, State Gazette Number 217 of 1905 in conjunction with the State Gazette Number 348 of 1906) が存在していたが、1997 年に始まったアジア通貨危機を契機として近代的な倒産法の必要性が認識され、1998 年に 1905 年の倒産法を全面的に改正する倒産法 (1998 年法律第 4 号) が制定された。そして、2004 年には同法を改正する形で新しい倒産法² (2004 年法律第 34 号) が制定されて、今日に至っている。

本論考の検討範囲を超えるが、1998 年のインドネシア倒産法が 1997 年のアジア通貨危機を契機として制定され、その後の IMF による金融支援を受ける中で 2004 年の倒産法が準備、制定されたことは、インドネシア倒産法の内容に大きく影響を及ぼしているように思われる。1998 年の倒産法は、金融支援の条件として IMF によって要求された改革パッケージの一環として制定されたものである。2004 年の新倒産法の制定前には、後述の IMF、外国政府、外国投資家の耳目を集めたマニユライフ社の破産事件が発生しており、インドネシアが金融危機から立ち直るために外国からの投資を渴望する状況で制定された 2004 年の新倒産法の内容は外国投資家等への配慮が反映されたものとなっているのかもしれない。

(2) インドネシア倒産手続の概略

インドネシアの倒産法は、清算型手続と再生型手続を一本化した手続きを設け、手続開始後に裁判所または利害関係人が再生か清算かを決定する単一手続型と言えようか。もっとも、最初にいずれの手続を想定して申立てをするかによって、その後の手続は異なり、それぞれの手続きの概略については、以下の通りである。

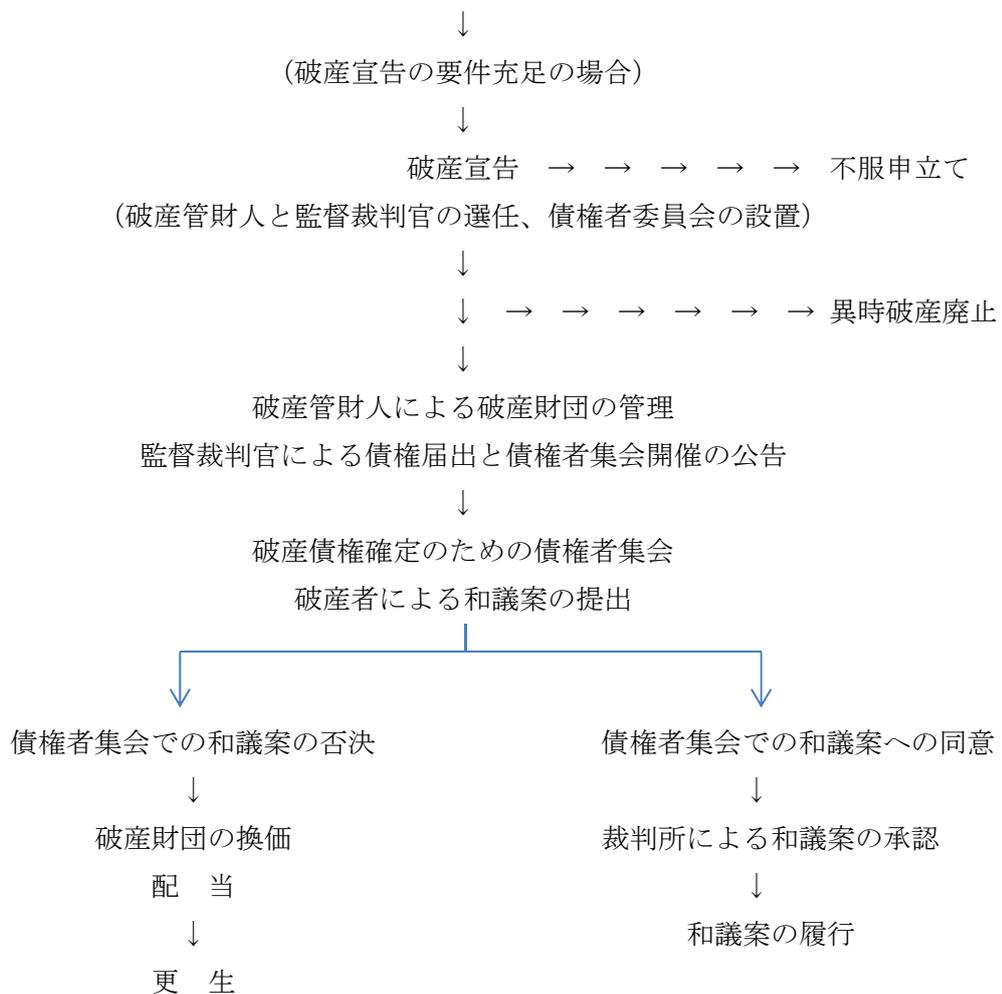
(ア) 破産申立てにより始まる手続き

地方裁判所商事特別法廷での破産申立て

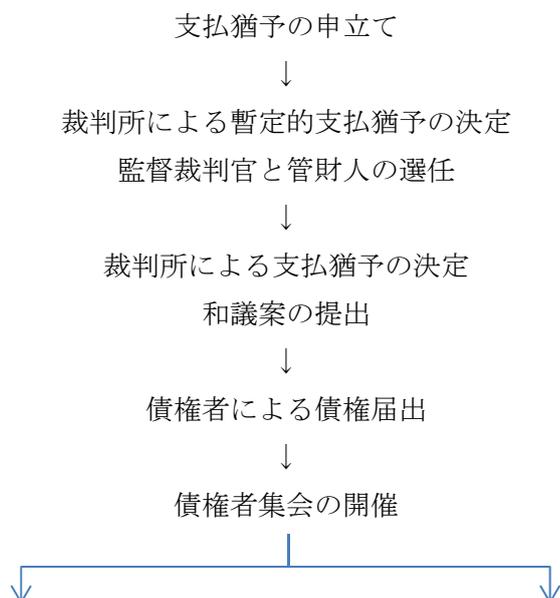


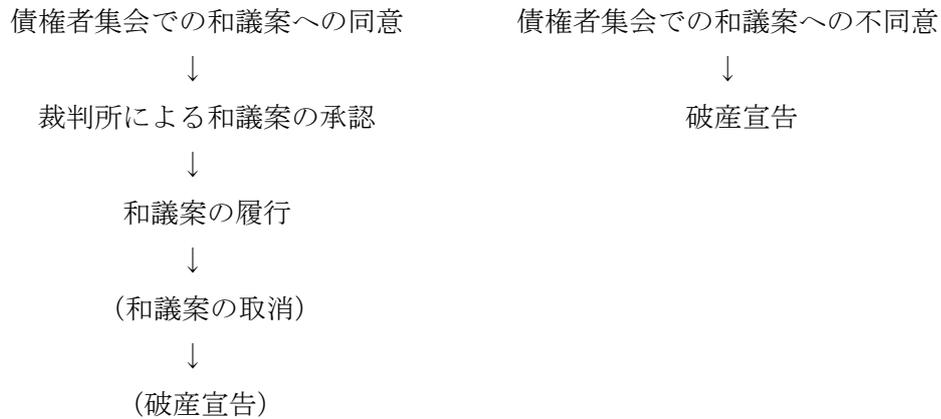
裁判所による破産宣告の要件充足の有無に関する審理

² 正式名称は、「破産及び債務の支払猶予に関するインドネシア共和国 2004 年法律第 37 号」(Undang-Undang Republik Indonesia Nomor 37 Tahun 2004 Tentang Kepailitan dan Penundaan Kewajiban Pembayaran Utang) であるが、本稿では倒産法との略称を用いる。



(イ) 支払猶予の申立てにより始まる手続き





(3) インドネシア倒産法の特徴

インドネシアの倒産法は日本の破産法とは大きく異なる点もあり、まずはインドネシア倒産法の特徴について検討する。

① 立法趣旨・制度趣旨

インドネシア倒産法注釈³に含まれる前文では、倒産法を制定する必要性として、以下の3項目が挙げられている。

- (ア) 債務者について複数の債権者がいる場合に、債権者による債務者の資産からの違法な債権回収を防止すること。
- (イ) 債務者の資産に対して担保権を有する債権者が、債務者及び他の債権者の利益を考慮することなく、担保権を実行するのを防止すること。
- (ウ) 債権者または債務者による不正な行為を防止すること。例えば、不正な行為としては、債務者が一定の債権者の利益を図り、他の債権者の利益を害すること、また、債務者が債権者からの執行を免れることを目的として債務者の全資産を隠匿することなどが挙げられる。

インドネシア倒産法の制度趣旨が前記の注釈に記載されている3項目に限られるということはないのだろうが、前記の3項目が倒産法立法の必要性として挙げられていることは、倒産法立法時の状況と倒産法制定の背景を示すものだろう。インドネシア倒産法の注釈で第2番目に担保権行使の制限が挙げられているのは、インドネシア倒産法が清算型と再生型を一体化させた構造になっていることと関連すると考えられる。なお、日本の破産法の制度趣旨としては、(1)債権者の個別的権利行使

³ インドネシアでは、法律の制定時に法律の注釈が公表される。注釈には前文と各条項の注釈が含まれており、前文には立法趣旨が説明されていることが多い。

制限の必要性、(2)債務者の詐害行為の防止、(3) 不正な目的を持つ第三者の介入の排除、(4)大規模倒産の公平な処理、(5)不良債権整理の必要性が挙げられている⁴。

② 単一手続型

倒産処理法制には、清算型手続と再生型手続を設けて、原則として債務者などの申立人にそのいずれかを選択させる複数手続型と、清算型手続と再生型手続を一本化した手続きを設け、手続開始後に裁判所または利害関係人が再生か清算かを決定する単一手続型がある。そして、アメリカ、日本などの倒産処理法制は複数手続型に属し、フランス、ドイツなどの倒産処理法制は単一手続型に属するとされる⁵。

インドネシアでは、倒産法の中で清算型手続と再生型手続の両方が定められており、清算型手続が申し立てられてもその中で再生型手続に移行したり、再生型手続が申し立てられても清算型手続に移行したりすることが予定されており、インドネシアの倒産処理法制は単一手続型に属すると考えられようか。

インドネシアでは、債務者、債権者、公益を代表する検察官などによる裁判所への破産申立てに基づく破産宣告の後、破産者は、破産債権を確定するための債権者集会までに全債権者に対して和議案を提出することができる。和議案が債権者集会の同意を得て裁判所によって承認された場合、和議案は全債権者を拘束する。破産者が和議案に基づく債務の履行を怠った場合、裁判所は和議案を取り消して破産手続を再開する。

また、債務者及び債権者は、裁判所に債務者によるその全債務の支払いに関する支払猶予を申し立てることができる。支払猶予の決定がなされると、債務者及び債権者は、裁判所に和議案を提出することができる。和議案が債権者集会の同意を得て裁判所によって承認された場合、和議案は全債権者を拘束する。和議案が債権者集会の同意を得られなかった場合、裁判所が和議案を承認しなかった場合、また債務者が和議案を履行しなかった場合、裁判所は債務者に対して破産を宣告する。

③ 破産宣告の要件

インドネシアの倒産法における破産宣告の要件は、複数の債権者が存在することと、債務者が少なくとも一つの期限到来済みで支払われるべき債務につき支払いを怠っていることである。破産手続開始原因の定めに関する立法例としては、個別的な債務者の行為を列挙する列挙主義と、債務者の資力不足を示す一般的指標を採用する概括主義があるとされるが⁶、インドネシアの倒産法における前記の破産宣告の要件はいずれにも該当せず、独自の破産宣告の要件と考えられる。支払不能、支払

⁴ 伊藤眞「破産法（第4版補訂版）」10頁－12頁

⁵ 伊藤 17頁－18頁

⁶ 伊藤 71頁

停止または債務超過などが破産宣告の要件とはなっておらず、破産宣告の要件が、複数の債権者が存在することと、少なくとも一つの期限到来済みで支払われるべき債務につき支払いを怠っていることという容易に充足されうる条件となっているのは、倒産法制定当時のインドネシアの経済的状況と関係があるのかもしれない。前述の通り、インドネシアの倒産法は 1997 年のアジア通貨危機を契機として制定され、IMF の金融支援を受けているなかで改正が進められたものである。アジア通貨危機による急激な経済状況悪化の影響を受けて、多くの企業が支払停止の状況に陥っていたところ、破産宣告の要件を低くすることにより迅速な破産宣告による破産手続開始の社会的な要請があったであろうことが推測される。

このように破産宣告の敷居を低くしたことの弊害として、破産手続が債権者による債務者に対する債務履行の強制の手段として利用される事態が生じている。後述するように、健全な財務状況の大企業に対しても債権者から容易に破産が申し立てられ、破産宣告が下される事件が起きている。

④ 破産財団の範囲に関する固定主義と膨張主義

破産財団の範囲に関しては、破産宣告時の破産者の財産とする固定主義と、破産宣告後に破産者が取得した財産も含む膨張主義があるとされる⁷。

インドネシアの倒産法では、破産宣告時の全ての破産者の資産及び破産手続中に破産者が取得した資産が破産財団を構成するとされ、膨張主義がとられている。インドネシアの倒産法では清算型手続と再生型手続の間の柔軟な移行が前提となっているので、破産財団を破産宣告時の破産者の財産に固定するのではなく、最初から再生型手続きが申し立てられた場合はもちろん、清算型手続きから再生型手続に移行した場合を考慮して新得財産も債権者等に分配する対象に組み入れられているのであろう。

⑤ 免責

日本では、破産者の免責は破産手続の制度趣旨とまではされていないが、「破産手続は、破産者の財産を破産債権者に公平に分配するとともに、個人である破産者については、自由財産を基礎として経済的再出発を促す役割を果たすことを予定している。」と考えられている。そして、日本では、免責の理念に関して、歴史的に消極的評価（破産制度の主たる目的が債権者の権利実現にあることを前提とし、破産債権者の利益実現に誠実に協力した破産者に対して、その特典として免責を与える。）と積極的評価（免責を破産者の経済的再生の手段であるとする。）があったが、現在では免責は個人債務者の経済的再生を図るための最も有効な制度として定着したと

⁷ 伊藤 168 頁

される⁸。

インドネシアの破産法では、その注釈において、破産はその宣告を受けた債務者を債務から免れさせるものではないと明記されている。そして、破産手続の終了後、破産者は更生の申立てをすることができるが、更生の申立ては、全ての債権者が満足な支払いを受けたとの証拠が添付されていなければ認められない。満足な支払とは、債権者がその債権全額の支払いを受けていないにもかかわらず、債務者に対して支払いを求めない状態をいう。全ての債権者が満足な支払を受けたという証拠としては、前記の満足な支払の定義からすると、全債権者からの債務者の債務を免除する旨の確認書が必要なのではないかと思料されるところ、そのような確認書を全債権者から取得するのは容易ではないだろう。

上記の免責に関する注釈や、更生のための要件充足が容易ではないことに鑑みると、インドネシアの倒産法においては免責制度は消極的な評価となっているのではないか。

⑥ 株式会社による自己破産の申立て

株式会社の取締役会が自社に対する自己破産の申立てをする場合、株主総会の承認を得ることが要件とされている（インドネシア会社法（2007年法律第40号）第104条第1項）。そして、同株主総会の定足数は4分の3以上の議決権付株式を有する株主で、決議要件は出席株主の4分の3以上の賛成と定められている（同法第89条第1項）。倒産の危機にある会社について、前記の厳しい定足数と決議要件を満たして自己破産の申立ての株主総会承認決議を得ることは実際には容易ではないであろう。

また、自己破産が取締役会の過誤によって起こり、破産手続において破産財団が会社債務の返済に十分でない場合、各取締役はその不足額の支払につき連帯債務を負うと定められている。但し、取締役は、(ア)破産がその過誤を原因とするものではないこと、(イ)会社の目的に沿って誠実に注意義務を果たし会社の利益のために責任をもって会社を運営したこと、(ウ)会社の運営にあたり直接または間接の利益相反がなかったこと、及び(エ)破産を回避する措置を講じたことを証明した場合には、前記の責任を免れる（同法第104条第2項及び第4項）。

このように株式会社の自己破産の申立てについては、株主総会での特殊決議が必要とされ、また取締役が破産債権者に対して個人的な責任を負う可能性があり、これらのことは株式会社による自己破産の申立てに抑止的に働くことが想定される。

⁸ 伊藤 513-514 頁

3. インドネシア倒産法制度

(1) 破産手続きの開始

① 破産の申立て

自然人及び法人に破産能力が認められ、債務者、債権者及び公益のために検察官が破産の申し立てを行うことができる。但し、銀行に対しては、インドネシア銀行のみが破産の申し立てを行うことができ、証券会社、証券取引所、清算保管機構などに対しては、資本市場監督機関のみが破産の申し立てを行うことができる。また、保険会社、年金基金及び国営企業などに対しては、財務大臣のみが破産の申し立てを行うことができる（2条）。2002年には、元株主からの破産申し立てにより、40万人の保険契約者を有してインドネシアで第4番目に大きく、健全な財務状況の外資系保険会社に対して破産宣告が下され、経済的な混乱と国際社会からの批判を招く事態が生じた。前記のような公衆からの資金を集める法人に対する破産申し立てが一定の官公庁に限定されたのは、同事件の影響を受けている。もっとも、その根本的な原因は、後述の通り、支払不能が破産宣告の要件となっていないことにあると考えられるところ、前記の法人に対する破産申し立て人を公的機関に限定して問題がないかは更なる検討を要するだろう。

破産の申し立ては、検察官、インドネシア銀行、資本市場監督機関及び財務大臣によるものを除き、弁護士を代理人として為されなければならない（弁護士強制主義）（7条）。既婚者による破産申し立てには、配偶者との共有財産がない場合⁹を除き、配偶者の承認が必要とされる（4条）。

破産手続きは、破産者の所在する地域を管轄する地方裁判所商事特別法廷の専属管轄となる。現在、商事特別法廷は、中央ジャカルタ地方裁判所、マカッサル地方裁判所、メダン地方裁判所、スラバヤ地方裁判所及びスマラン地方裁判所に設けられている。

破産の申し立てからその第一回期日に至るまでの手続きは、以下のとおりである（6条）。

- (ア) 破産の申し立ては、裁判所長に対して行われる。
- (イ) 裁判所書記官は、破産の申し立て日に破産申し立てを登録し、同日に申し立て人に受理書を交付する。
- (ウ) 裁判所書記官は、法定の申し立て人以外からの、銀行、証券会社、保険会社などを対象とする破産申し立ては受理しない。
- (エ) 裁判所書記官は、申し立て日から2日以内に裁判所長に破産申し立て書を提出する。
- (オ) 破産申し立ての登録日から3日以内に裁判所は第一回期日を決定する。

⁹ 結婚前の夫婦財産契約により、結婚前及び結婚後の各自の財産の帰属を区分することができる。

- (カ) 破産申立ての登録日から 20 日以内に破産申立てを審理するための期日が開かれる。
- (キ) 破産者からの延期の申立てと十分な理由がある場合、破産申立てについて審理する第一回期日は延期されうるが、破産申立ての登録日から 25 日後の日を期限とする。

② 破産宣告¹⁰

破産宣告の要件は、複数の債権者が存在することと、少なくとも一つの期限到来済みで支払うべき債務の不履行があることである（2 条）。支払不能、支払停止、債務超過などの債務者の資力の不足を示す一般的な指標は、破産宣告の要件に含まれていない。このように破産宣告の要件が定められていることにより、債務者の債務不履行に直面した債権者は、他にも債権者が存在することを疎明すれば、債務者に対して破産の申立てを行うことができる。これはインドネシアにおける倒産法の大きな特徴であり、インドネシアの倒産法が債権者による債務者に対する債務履行の強制手段としての役割も担っていることの表れと考えられる。アジア通貨危機により一般的に債権回収が困難となり、債権者による債権回収の手段の必要性を背景として倒産法が制定されたことに関係があるのであろうか。

破産の申立てが債務者以外の者によって行われた場合、裁判所は期日に債務者を呼び出さなければならない。また、破産の申立てが債務者によって行われ、破産宣告の要件が充足されているかに疑問がある場合、裁判所は期日に債権者を呼び出すことができる（8 条）。破産宣告の要件を充足する事実または状況が疎明された場合、破産申立ての登録日から 60 日以内に裁判所は破産を宣告する。破産宣告にはその裏付けとなる完全な法的検討を含んでいなければならない。破産宣告は公開の法廷で行われる。

破産宣告に対しては、破産宣告の日から 8 日以内に破産宣告を下した裁判所を通じて不服申立書を提出することにより、最高裁判所に不服を申し立てることができる。不服を申し立てる者は、破産宣告を行った裁判所の書記官に不服申立ての登録日に不服申立趣意書を提出する。裁判所書記官は、不服申立ての受理日から 2 日以内に相手方に対して不服申立書と不服申立趣意書を送付する。不服の申立てを受けた者は、不服申立書と不服申立趣意書を受領してから 7 日以内に書記官に対して反論書を提出できる。書記官は反論書の受領から 2 日以内に不服を申し立てた者に反論書を送付する。不服申立ての受理日から 14 日以内に書記官は不服申立書、不服申立趣意書と反論書を最高裁判所に送付しなければならない（12 条）。

最高裁判所は、不服申立てが最高裁判所書記官によって受理されてから 2 日以内

¹⁰ インドネシア倒産法の原文では「*pernyataan pailit*」となっており、逐語訳で破産宣告となる。

に当該不服申立てを検討して審理期日を決定する。最高裁判所による不服申立ての受理日から 20 日以内に、その審理期日が設けられ、60 日以内に最高裁判所による不服申立てに対する判決が下される。最高裁判所による不服申立てに対する判決は、判断の基礎となった完全な法的分析を含んでいなければならない、公開の法廷で申し渡される。判決に賛成しない裁判官がいる場合、その反対意見が記載されなければならない。最高裁判所の書記官は、最高裁判所の不服申立てに対する判決を判決日から 3 日以内に破産宣告を下した裁判所の書記官に送付する（13 条）。最高裁判所の不服申立てに対する判決について、再審の申立てが可能である。再審の申立て及び審理の手続きについては、不服申立てに関する手続きを定める条項が準用される（14 条）。

③保全手続き

破産宣告の審理期間において、債権者、検察官、インドネシア銀行、資本市場監督機関及び財務大臣は、裁判所に対して以下の処分を申し立てることができる。

(ア) 債務者の資産の一部または全部に対する保全処分

(イ) 債務者の事業運営、並びに債権者への支払及び債務者の資産の譲渡、担保設定を監督する保全管理人の任命

前記の保全処分は、債権者の利益を保護する必要がある場合にのみ、裁判所によって決定される。裁判所は、保全処分を決定する場合、債権者からの公正な担保提供を条件とすることができる。

④ 破産管財人と監督裁判官の選任

破産宣告において、破産管財人と監督裁判官が選任される。破産管財人の要件は、独立して、債務者または債権者との間に利益相反関係がなく、同時に 3 件以上の破産事件を扱っていないことである。破産宣告の日から 5 日以内に、破産管財人は官報と 2 紙以上の新聞に破産宣告の概要を公告する（15 条）。破産管財人は、破産宣告に対する不服申立てまたは再審の申立ての有無にかかわらず、破産宣告の日から債務者の財産を管理する権限を有する。破産宣告に対する不服申立てまたは再審の結果、破産宣告が取り消された場合でも、破産管財人が破産宣告の取消しに関する通知を受領する前に行った行為は有効であり、債務者に対する拘束力を有する（16 条）。破産管財人は、破産宣告に対する不服申立てまたは再審によって破産宣告が取り消されたときは、その旨を官報と 2 紙以上の新聞に公告する。破産宣告を取り消す判決を行う裁判所は破産手続きの手数料と破産管財人の報酬を決定する。破産手続きの手数料は破産の申立人が負担するか、裁判所の決定により破産申立人と債務者の間で分担される（17 条）。

⑤ 異時破産廃止

破産財団が破産手続きの手数料の支払いのために十分な資力を有していない場合、裁判所は、監督裁判官の申立てに基づき、暫定的な債権者委員会と協議のうえ、債務者を呼び出して審理してから、破産宣告の取消しを決定することができる。かかる決定は公開の法廷で申し渡される。破産宣告の取消しを決定する裁判所は、破産手続きの手数料と破産管財人の報酬を決定し、それらは債務者の負担とされる。かかる破産手続きの手数料と破産管財人の報酬は、全ての破産債権に優先して支払われる（18条）。破産宣告の取消決定に対しては、不服申立て及び再審の申立てが可能である（19条）。

⑥ 破産者の引致、禁固など

裁判所は、破産宣告の際にまたはその後において、監督裁判官からの申立てにより、または監督裁判官からの意見取得後の債権者からの申立てにより、監督裁判官によって任命された検察官の監督のもと、破産者の監獄への引致または自宅での禁固を命じることができる。かかる引致または禁固は30日以内の期間につき有効とする。但し、裁判所は、監督裁判官からの申立てにより、または監督裁判官からの意見取得後の債権者からの申立てにより、その期間を延長することができる（93条）。破産者が、正当な理由なく、倒産法に基づく情報提供などの義務を履行しない場合、裁判所は、監督裁判官からの申立てまたは債権者からの申立てに基づいて破産者の引致または禁固を命じなければならない（95条）。破産手続きの係属中、破産者は、監督裁判官の承認を得ることなく、その居住地を離れてはならない（97条）。

(2) 破産手続の機関

①監督裁判官

監督裁判官は、破産財団の管理及び清算を監督する（65条）。裁判所は、破産財団の管理及び清算に係る事項について決定する前に、監督裁判官の意見を聞かなければならない（66条）。監督裁判官は、破産に関する事項について明らかにするために、証人尋問を行い、または専門家による調査を命じることができる（67条）。一定の例外事項を除き、監督裁判官による全ての決定について、5日以内に裁判所に不服を申し立てることができる（68条）。

②破産管財人

破産管財人の職務は、破産財団の管理と清算である。破産管財人は、その職務を遂行するにあたり、破産者に事前の通知を与え、または破産者から承認を取得する義務を負わず、破産財団を増殖することを目的として第三者から融資を受けること

ができる。破産管財人が融資の取得に当たり担保権を設定しなければならないときは、監督裁判官の事前の承認を得なければならない（69条）。裁判所は、破産管財人、監督裁判官または破産者の申立てにより、破産管財人からの聴取を経て、破産管財人を解職し、新しい破産管財人を選任することができる。全破産債権額の半分以上を保有する債権者の過半数の賛成票による債権者集会の決定に基づく要求により、裁判所は破産管財人を解職または任命しなければならない（71条）。破産管財人は、破産財団の管理及び清算に関して、その過失により破産財団に生じた損害について責任を負う（72条）。複数の破産管財人がいる場合、過半数の破産管財人の合意に基づいて職務を遂行する（73条）。破産管財人は、3か月毎に破産財団の状況と職務の執行状況について監督裁判官に報告する。かかる報告は公開され、誰でも無料で閲覧できる（74条）。破産管財人に支払われる報酬額は、法務大臣の決定する基準に基づいて破産手続きの終了後に決定される（75条、76条）。債権者、債権者委員会及び破産者は、破産管財人の法的行為について監督裁判官に異議を申し立てることができ、また監督裁判官に対して破産管財人が一定の法的行為を行い、または行わないようにと命令するように求めることができる（77条）。監督裁判官の承認が必要な事項であるにもかかわらず、かかる承認を取得していないこと、また債権者委員会の助言に関する条項に違反していることは、第三者に対する破産管財人の法的行為の効力に影響を及ぼさない。かかる行為に関して、破産管財人は破産者及び破産債権者に対して責任を負う（78条）。

③債権者委員会

裁判所は、破産宣告によって、またはその後の決定によって、破産管財人に助言を提供する3名の債権者で構成される暫定的な債権者委員会を設立することができる（79条）。破産債権の確定後、監督裁判官は債権者に対して債権者委員会の設立を提案する。債権者集会の過半数の債権者による決定に基づく債権者からの要求により、監督裁判官は債権者委員会を設立する（80条）。債権者委員会は、いつでも破産に関する記録及び書面の検査を要求することができる。破産管財人は、債権者委員会によって要求された全ての情報を提供する義務を負う（81条）。破産管財人は、いつでも必要に応じて助言を求めるために債権者委員会を招集することができる（82条）。破産管財人は、訴訟の提起、係属中の訴訟の承継、訴訟への応訴などについて、事前に債権者委員会からの助言を求めなければならない。但し、破産債権の確定に関する訴訟についてはこの限りではない（83条）。破産管財人は、債権者委員会からの助言に拘束されない。破産管財人が債権者委員会の意見に同意できない場合は、破産管財人は3日以内にその旨を債権者委員会に通知する。債権者委員会が破産管財人からの通知に同意できない場合、債権者委員会は破産管財人の通知から3日以内に監督裁判官の決定を求めることができる。債権者委員会が監督裁判

官の決定を求めた場合、破産管財人は当該法的行為の実行を3日間差し控えなければならない。

④債権者集会

監督裁判官が債権者集会の議長を務める。破産管財人は債権者集会に出席しなければならない(85条)。監督裁判官が債権者集会の日時と場所を決定し、最初の債権者集会は破産宣告の日から30日以内に開催されなければならない(86条)。倒産法に別途の定めがない限り、債権者集会の決定は出席債権者による多数決で行われる。承認または条件付で承認された破産債権者のみが債権者集会で投票することができる(88条)。監督裁判官は、債権者委員会または承認若しくは条件付で承認された破産債権の5分の1以上を有する5名以上の債権者の要求により、必要と判断されるときは、債権者集会を開催することができる(90条)。

(3) 破産財団、財産関係の整理、法律的要動

① 破産財団

破産宣告時の全ての破産者の資産及び破産手続中に破産者が取得した資産が、破産財団に含まれる(21条)。但し、破産者の仕事のために必要な資産、医療器具、ベッド、30日間の食料、監督裁判官によって決定される破産者がその仕事から得る給与などは除かれる(22条)。前記の破産財団の範囲に関しては、破産者の配偶者の資産も含まれる(23条)。インドネシアの倒産法では、破産財団に含まれる資産の確定時について、固定主義ではなく膨張主義がとられている。

破産宣告の日において、破産者は破産財団に含まれる資産の管理処分権を喪失する。破産宣告の後に破産者が負った債務は、破産財団の利益にならない限り、破産財団に属する資産から支払われてはならない。破産財団に属する資産または負債に関する訴訟は、破産管財人によって遂行される(26条)。破産者が破産宣告の前に提起していた訴訟で破産宣告後も係属しているものについては、当該訴訟の被告の請求に基づいて破産管財人が当該訴訟を承継するために訴訟手続きが中断される。破産管財人が被告からの訴訟承継の要求に応じない場合、被告は裁判所に対して当該訴訟の却下を求めることができる(28条)。破産宣告の前に破産者に対する権利の執行を求めるために提起された訴訟で破産宣告後も係属しているものは、破産宣告のときに法律により取り下げられたものとみなされる(29条)。破産管財人によって訴訟が承継される場合、破産管財人は破産宣告の前に破産者によってとられた訴訟手続きを取り消すことができる。但し、当該行為が破産者によって債権者の利益を害することを目的として行われたことが証明され、かつ相手方当事者もそれを知っていたことを条件とする(30条)。

破産管財人は、その任命後直ちに、破産財団に属する資産の散逸を防ぎ、全ての書類、金銭、貴重品、証券などを保管するために、あらゆる必要かつ適切な措置をとる（98条）。破産管財人は、その任命から2日以内に破産財団の目録の準備を開始する。暫定的な債権者委員会の委員は目録の準備に立ち会うことができる（100条）。目録の完成後、破産管財人は破産財団に属する債権及び債務の額と内容、債権者の債権額、氏名と住所を記載した一覧表を作成する（102条）。破産管財人は、破産財団の目録と債権債務を記載した一覧表を一般の閲覧のために裁判所に寄託する（103条）。破産管財人は、暫定的な債権者委員会または同委員会が設立されていない場合は監督裁判官の承認を得て、破産者の事業を継続することができる（104条）。破産管財人は、破産者宛ての全ての郵便物を開封することができる。破産財団に関係のない郵便物は直ちに破産者に手渡される。郵便局職員は、破産者宛ての全ての郵便物を破産管財人に提出する（105条）。破産管財人は、監督裁判官によって決定された金額を破産財団から破産者及びその家族の生活費として支給することができる（106条）。破産管財人は、破産手続きの費用を支出するために必要であるか、その維持が破産財団に損失を生じさせる場合、監督裁判官の承認を得て、破産財団に属する資産を処分することができる（107条）。破産管財人は、監督裁判官が別に定めない限り、全ての金銭、貴重品、証券などを自ら直接保管する。破産管財人は、監督裁判官の承認を得て、破産財団の管理に必要でない金銭を破産財団のために銀行に預金する（108条）。

破産者は、監督裁判官、破産管財人または債権者委員会の求めに応じて、全ての情報を提供しなければならない（110条）。債権者の求めに応じて、書記官は債権者の費用で書記官室にある書類の写しを債権者に交付しなければならない（112条）。

② 双方未履行契約など

破産宣告の前に破産者の動産または不動産が売却されて引渡日が確定している場合、監督裁判官の承認を得て、破産管財人は破産財団に属する資産の売却を実行することができる（33条）。倒産法に別途の定めがない限り、破産財団に属する資産に関して、不動産に係る権利の譲渡、船舶の所有権の譲渡、抵当権、質権、譲渡担保権の設定などのための契約は、破産宣告の後で履行することはできない（34条）。破産宣告時に全部または一部について未履行の双務契約がある場合、契約相手方は破産管財人に対して、当該相手方と破産管財人の間で合意された期間内に契約履行の有無についての確認を求めることができる。契約相手方と破産管財人の間で確認期間について合意ができない場合、監督裁判官が同期間を定める。もし確認期間内において破産管財人が回答しないか、または契約を履行しない選択をした場合、当該契約は解除されたものとみなされ、契約相手方は契約の解除によって被った損害

につき破産債権者となる。破産管財人が契約を履行する選択をした場合、破産管財人はかかる契約の適正な履行のために担保を提供しなければならない。前記の破産管財人による選択は、破産者の一身専属的な債務を目的とする契約には適用されない（36条）。

一定の期間内に商品を譲渡する契約があり、譲渡人に対して商品の譲渡前に破産宣告が下された場合、同契約は破産宣告時に解除されたものとみなされ、譲受人は当該解除により被った損害について破産債権者となる。前記の契約解除によって破産財団に損害が生じた場合、譲受人は破産財団に当該損害を賠償しなければならない（37条）。

特定の資産の借借人に対して破産宣告が下された場合、管財人または貸借人は一定の猶予期間をもって事前の通知を送ることにより、貸借借契約を解除することができる。但し、賃料の前払いが為されている場合、賃料が前払されている期間が終了するまで貸借借契約は解除されない。破産宣告の日から賃料の支払は破産財団に属する債務となる（38条）。

雇用者に破産宣告が下された場合、その被用者は退職することができ、また管財人は法律で定められた期間または相互に合意された期間の事前通知によって被用者を解雇することができる。但し、通知期間は45日を下回ることはできない。破産宣告の前後を通じて、従業員への給与支払債務は破産財団の債務となる。

③ 否認権

破産管財人は、破産財団の利益のために、裁判所に対して、破産者による破産宣告前の法的行為の取消しを求めることができる。但し、かかる法的行為の取消しは、債務者と法的行為の相手方が、法的行為の時点において、当該行為が債権者を害することを知っていたか、知りうべきであったことを条件とする。債務者が契約または法律に基づいて義務を負っていた行為については、破産管財人による否認の対象にはならない（41条）。

以下の法的行為が破産宣告の1年前以内に行われたものである場合は、債務者と法的行為の相手方は悪意でかかる行為を行ったものとみなされる。

- (a) 法的行為の相手方の義務と比べて債務者の義務がはるかに大きい契約、
- (b) 期限の到来していない債務の支払いまたは担保の提供
- (c) 配偶者、3親等以内の親族または自らが取締役である会社などの利益をはかる行為
- (d) 自社の取締役、その配偶者、3親等内の親族などの利益をはかる会社の行為
- (e) 共通の取締役を有する会社、自社の取締役の配偶者、3親等以内の親族が取締役を務める会社などの利益をはかる会社の行為
- (f) 同一のグループに属する会社との間で行われた行為など（42条）。

債務者が債権者を害することを知って、または知りうべきときに行われた贈与は破産管財人による否認権の対象となる（43条）。破産宣告の1年前以内に行われた贈与については、債務者が債権者を害することを知って、または知りうべきときに行われたものとみなされる（44条）。

債務者による期限到来済みの債務の支払いは、債権者が債務者に対して破産の申立てがなされていることを知っていたか、債権者を他の債権者よりも有利な地位に置く債務者と債権者の間の通謀があったことが証明された場合には、破産管財人による否認の対象となる（45条）。

破産管財人は、裁判所への申立てにより、上記の否認権を行使する。破産管財人から否認の申立てを受けた債権者は、裁判所で異議を申し立てることができる（47条）。破産手続きが和議の承認により終結した場合、否認権の申立てに関する裁判手続きは無効となる（48条）。

否認された法律行為によって資産を取得していた者は、かかる資産を破産管財人に返還しなければならない。資産の返還が元の状態で行われえない場合、否認された行為による資産の取得者は、破産財団の損害を補償しなければならない。善意かつ有償で上記の資産を取得した第三者の権利は保護される。否認された行為によって債務者が受領していた資産またはその代替物は、破産財団が利益を得ている限度において、破産管財人によって返還されなければならない。破産管財人による返還が不足する場合、否認された行為の相手方はその損害額につき破産債権者として破産手続きに参加する（49条）。

破産宣告前の契約に基づいて破産者に対して債務を負う者が、破産宣告後、その公告の前に破産者に支払いを行った場合、その者が破産宣告について知っていたことが証明されない限り、かかる支払いは有効な債務の履行と認められる。かかる支払いが破産宣告の公告後に行われた場合、法律に基づいた破産宣告とその公告がかかる支払いを行った者の居住地では知りえなかったことが証明されない限り、有効な債務の履行とは認められない。破産者に対する支払いは、かかる支払いが破産財団の利益となる限りにおいて、有効な債務の履行と認められる（50条）。

④ 相殺権

破産者に対する債権及び債務を有する者は、破産宣告の前に発生した債権若しくは債務、または破産宣告の前に行われた破産者との取引に基づいて発生した債権若しくは債務について、相殺権を行使することができる（51条）。破産宣告の前に第三者から債権または債務を譲り受けた者は、かかる譲渡が善意に基づくものではない場合、譲り受けた債権または債務について相殺権を行使することはできない。破産宣告の後に譲り受けられた債権または債務は、相殺権の対象とならない（52条）。

⑤ 別除権

破産財団に属する資産に担保権を有する債権者は、破産手続によらずに担保権を行使することができる（55条）。但し、債権者による権利の行使は、破産宣告の日から最大90日間、制限される。この制限は、現預金のうえに担保権を有する債権者及び相殺権を行使する債権者には適用されない。前記の担保権行使の制限期間中に、破産管財人は、合理的な保護が債権者に与えられることを条件として、破産者の事業の継続のために、担保権の対象となっている破産財団に属する資産を使用し、または売却することができる（56条）。担保権の行使を制限された債権者は、かかる制限の取消または制限の条件の変更を破産管財人に求めることができる。破産管財人が債権者からかかる求めを受け入れなかった場合、債権者は監督裁判官に制限の取消または制限の条件の変更を申し立てることができる。監督裁判官は、申立てを受けてから、10日以内に決定を下さなければならない。監督裁判官は、(a)すでに経過した制限の期間、(b)債権者の利益の保護、(c)和議の可能性、(d)破産者の事業の継続及び運営並びに破産財団の清算への制限の影響を考慮して、債権者からの申立てへの決定を下す（57条）。担保権を有する債権者は、和議案の不提出、否決、裁判所による不承認の後、破産者が支払不能（Insolvent）とされてから2か月以内に担保権を行使しなければならない。前記の期間の経過後、破産管財人は、担保権者の担保物件の売却の対価を取得する権利を害することなく、法定（185条）の手続きに従って売却するために担保物件の引渡を要求する。破産管財人は、担保物件の市場価格または被担保債権額のいずれか小さい方を債権者に支払うことにより、いつでも担保権を消滅させることができる（59条）。

担保権を行使する債権者は、担保物件の売却により得られる対価について破産管財人に説明責任を負い、担保物件の売却の対価から債権額、利息及び費用を控除した残額を破産管財人に引き渡す。担保権を有する債権者よりも優先する権利を有する債権者がいる場合、破産管財人またはかかる債権者の要求により、担保権者は担保物件の売却の対価から自らの債権に優先する債権の額を引き渡す義務を負う。担保物件の売却の対価が債権額を下回る場合、債権者はその差額を破産債権として届け出る（60条）。

破産財団に属する資産の占有を継続する権利を有する債権者は、破産宣告の後もその権利を失わない（61条）。

(4) 破産債権の届出、調査、確認

① 破産債権の届出

破産宣告の日から14日以内に、監督裁判官は、(a)破産債権の届出期限、(b)破産者の税金未納額の確定期限及び(c)破産債権の確認のための債権者集会の日時及び場

所を決定する（113条）。監督裁判官による上記決定から5日以内に、破産管財人は上記決定について全ての知れたる債権者に通知し、少なくとも2紙以上の新聞紙に公告する（114条）。

債権者は、債権の内容と金額を示す計算書またはその他の書面及びその証拠、並びに担保権の存否に関する確認書を提出して、破産債権を破産管財人に届け出る（115条）。破産管財人は、破産者からの情報及び記録により破産債権の届出を確認し、破産債権の届出に対して異議があるときは、同債権を届け出た債権者と協議する。破産管財人は、債権者に対して未提出の書面の提出並びに記録及び証拠原本の提示を求めることができる（116条）。破産管財人は、承認された債権を暫定的な破産債権者表に担保権の存否とともに記録し、異議のある債権を異議の理由とともに別の一覧表に記録する（117条、118条）。破産管財人は、破産債権の確定日の前に7日間、自らの職場において、破産債権者表と異議のある債権の一覧表を無料で一般の閲覧に供する（119条）。

② 破産債権の確定

破産者は、監督裁判官の求めに応じて、破産の原因と破産財団の状況に関する全ての情報を提供するために、破産債権を確定する集会に出席する。債権者は、監督裁判官に対して、債権者の指定する事項に関して、破産者から追加情報を取得するよう求めることができる（121条）。破産債権を確定する集会において、監督裁判官は破産債権者表及び異議のある債権の一覧表を読み上げる。前記の表に記載されている各債権者は、各債権について破産管財人に情報を求めることができ、また各債権、担保権について異議を申し立て、または破産管財人の異議に同意することができる。破産管財人は、暫定的な債権の確認または異議を撤回し、また債権者に対して、異議のない債権を確認し、またはその正確性について誓約するように求めることができる（124条）。

異議のない債権は、議事録に添付される確定破産債権者表に記録される。破産管財人により債権者の誓約が必要と指示された債権は、誓約が行われることを条件として確定破産債権者表に記録される。破産債権を確定する集会の議事録は、監督裁判官と書記官によって署名される。議事録に記録された破産債権は、破産手続きにおいて法的に有効なものと確定し、詐欺によるものである場合を除いて破産管財人によって取り消されることはない（126条）。

破産債権について争いがあり、監督裁判官が和解させることができなかった場合、監督裁判官は裁判所で紛争を解決するように当事者に命じることができる（127条）。前記の紛争に関する裁判は簡易な手続きで行われる。債権者がかかる紛争の裁判のために指定された期日に出席しなかった場合、紛争の対象である債権の届出は取り下げられたものとみなされ、債権に異議を申し立てた者が当該期日に出席しなかつ

た場合、異議は取り下げられたものとみなされる。債権確定のための集会で異議を申し出なかった債権者は、前記の紛争の裁判に参加することはできない（127条）。異議を申し立てられた債権者は、破産者に対して提出されるべき証拠以外に、債権を裏付ける証拠を提出する義務を負わない（129条）。異議の申し立てられた債権は、監督裁判官によって決定された金額まで、監督裁判官によって確定されうる。優先権のある債権に異議が申し立てられた場合、監督裁判官は条件付きで優先権を確定することができる（131条）。破産者は、債権または優先権の一部または全部について疎明により異議を申し立てることができる。かかる異議とその理由は議事録に記録される（132条）。

債権届出期日に遅れて届け出られた債権は、破産債権の確定のための集会の開催日の2日前までに届け出られ、破産管財人及び出席債権者に異議のないときは、破産債権の確定のための集会で確定されうる。前記の期日に遅れた債権の届出は受け付けられない。但し、債権者がインドネシア国外に居住し、期限内に債権の届出ができなかったときは、その限りではない。届出が遅れた前記の債権の確定に異議が申し立てられた場合及びインドネシア国外に居住する債権者による債権の届出に対する障害について争いがある場合、監督裁判官は債権者集会の意見を聞いて債権届出受付の可否につき決定する（133条）。

③ 破産債権の内容

破産宣告後の破産債権の利息は、担保権で保全されていない限り、破産債権に含まれない（134条）。解除条件付の債権（*piutang dengan syarat batal*）は、全額につき確定される（135条）。停止条件付の債権（*piutang dengan syarat tunda*）は、破産宣告時における価値で確定されうる。破産管財人または債権者がかかる債権の確定方法に異議がある場合、かかる債権は全額について条件付で受け付けられなければならない（136条）。

期限の確定していない債権及び分割払いの債権については、破産宣告の日における価値で確定される。破産宣告から1年以内に期限が到来する債権は、期限到来済みの債権として確定される。破産宣告から1年後以降に期限が到来する債権は、破産宣告から1年後の時点における価値で確定する。期限未到来の債権の価値の確定においては、債権支払の期限及び方法、取得可能性のある利益及び契約書に記載された利息を考慮する（137条）。担保権を保有している債権者は、担保権の処分によって回収できない部分について、破産債権を届け出ることができる（138条）。

価値の定まっていない債権、インドネシア国の通貨で表示されていない債権、金銭的価値で定められていない債権は、インドネシア国の通貨で評価された価値で確定される。かかる価値は、破産宣告の時点における価値とする（139条）。

保証付の債権を有する債権者は、保証人から受領した金額を差し引いた金額につ

き、破産債権を届け出る。保証を履行した保証人は、債権者に支払った金額について破産債権を届け出ることができる。保証人は、債権者に支払っていないが、債権者が届出から除外した債権額について、条件付きで破産債権の届出を認められる（141条）。

破産債権の確定が完了した後、破産管財人は破産財団の状況について報告書を作成し、債権者から求められた情報を提供する。破産債権確定集会の終了後、前記の報告書は集会の議事録とともに裁判所書記官室に保管される。議事録に誤りがあるときは、破産管財人、債権者及び破産者は裁判所に訂正を求めることができる（143条）。

(5) 和議

① 和議案の採決

破産者は、全債権者に対して和議（perdamaian）を申し出ることができる（144条）。破産者が、債権確定集会の8日前までに和議案を提出した場合、和議案は裁判所書記官室で一般の閲覧に供され、債権確定集会の後に協議、決定される。和議案は、裁判所書記官室に備え置かれるとともに、暫定的な債権者委員会の委員に提出される（145条）。破産管財人と暫定的な債権者委員会は、債権確定集会において和議案に関する意見書を提出する（146条）。和議案に関する協議及び決定は、債権者委員会の委員が暫定的な債権者委員会の委員とは異なり、債権者の過半数が債権者委員会の和議案に関する意見書を要求した場合、及び和議案が裁判所書記官室で閲覧に供されておらず債権者の過半数が要求した場合、債権確定集会から21日以内の監督裁判官が定める日まで延期される（147条）。

担保権または優先権を有する債権者は、その担保権または優先権を放棄しない限り、和議案に関する決定の投票に参加できない。担保権または優先権を放棄した債権者は、和議案が採択されなかったとしても、一般債権者となる（149条）。破産者は、債権者による和議案の協議において、和議案に関する情報を提供し、和議案について説明し、和議案を修正することができる（150条）。和議案は、全破産債権の3分の2以上を保有する過半数の債権者の賛成により承認される（151条）。全債権の2分の1以上の債権を有する過半数の債権者が和議案に賛成した場合、8日以内に債権者による2回目の投票が行われる（152条）。和議案に関する投票の後に、債権者数または債権額の変更があっても、投票の結果は影響を受けない（153条）。

和議案に関する債権者集会の議事録は、和議案の内容、投票権を有する債権者の氏名、投票数、投票結果及びその他の議事が記録され、監督裁判官及び書記官によって署名される（154条）。和議案が債権者集会で承認された場合、監督裁判官は裁判所による和議案の承認に係る審理期日を指定する。かかる期日は、和議案が採択

されてから 8 日目以降、14 日以内に開かれる（156 条）。

裁判所による和議案承認に係る審理期日において、和議案に反対した債権者は反対の理由を監督裁判官に述べることができる（157 条）。和議案承認に係る審理期日において、監督裁判官は債権者から提出された和議案への賛成または反対の理由を記載した書面を読み上げる。同期日において、破産者はその利益を守るための主張をすることができる（158 条）。

裁判所は、審理期日から 7 日以内に理由を付して和議案の承認の可否について決定する。裁判所は、以下の場合は、和議案を承認しない（159 条）。

- (ア) 破産者の資産が、和議案に記載されている金額よりも相当程度大きい場合。
- (イ) 和議案の実施が十分に保証されていない場合。
- (ウ) 和議案が、破産者が関与しているか否かにかかわらず、債権者の詐欺若しくは共謀、またはその他の不正な方法に基づくものである場合。

裁判所が和議案を承認しなかった場合、和議案に賛成した債権者及び破産者は、裁判所の決定から 8 日以内に最高裁判所に裁判所の決定に対する不服を申し立てることができる。また、裁判所が和議案を承認した場合、裁判所の決定から 8 日以内に、和議案に反対した債権者、和議案の採択に係る投票を欠席した債権者、和議案が債権者の詐欺、共謀、その他の不公正な方法に基づくものであることを発見した債権者は、裁判所による和議案の承認に対して最高裁判所に不服を申し立てることができる（160 条）。

② 和議案承認の効果

裁判所によって承認された和議案は、全破産債権者を拘束する（162 条）。和議案が債権者集会の同意を得られなかった場合及び和議案が裁判所によって承認されなかった場合、破産者は新しい和議案を提出することはできない（163 条）。和議案の承認は、債権者の保証人及び連帯債務者に対する権利に影響を及ぼさない。和議案の承認は、債権者が第三者の所有物に対して有する担保権にも影響を及ぼさない（165 条）。和議案が確定した時点において、破産手続きは終了する。破産管財人は、和議案を官報に掲載し、2 紙以上の新聞において公告する（166 条）。

和議案承認の確定後、破産管財人は監督裁判官の面前で破産者に破産財団の状況について説明する。和議案に別の定めがない限り、破産管財人は破産財団に属する全ての資産を破産者に返還する（167 条）。

③ 和議案の取消しと破産手続きの再開

債権者は、破産者が和議案の履行を怠った場合、裁判所に和議案の取消しを求めることができる。和議案の履行については、破産者が証明責任を負う。裁判所は、

破産者による和議案の履行について最長 30 日の猶予期間を与えることができる (170 条)。裁判所が和議案を取り消す場合、裁判所は破産手続きを再開し、監督裁判官、破産管財人及び債権者委員会の委員を選任する (172 条)。破産手続きが再開された場合、破産手続きの開始、破産債権の確定に関する条項が準用される (173 条)。破産者が和議案の承認から破産手続きの再開までの間にとった全ての法的行為は、破産財団を拘束する。但し、それらの法的行為は破産管財人による否認の対象となる (174 条)。破産手続きの再開後において、破産者は再び和議案を提出することはできない。破産管財人は、破産手続きの再開後直ちに破産財団の清算を行う (175 条)。

破産手続きが再開された場合、以下の通り、破産財団は分配される。

- (ア) 和議の成立前の債権者と和議の成立後に債務者に対して債権を取得した債権者は、前者が支払いを受けていないときは、破産財団から債権額に比例して配当を受け取る。
- (イ) 和議の成立前の債権者が一部債権の支払いを受けているときは、和議の成立前の債権者と和議の成立後に債務者に対して債権を取得した債権者は、和議で合意された比率に応じて破産財団からの配当を受領する。
- (ウ) 和議の成立前の債権者と和議の成立後に債務者に対して債権を取得した債権者は、前項で分配される支払いを控除した後の破産財団から、債権全額の支払いを受けるまで債権額に比例して配当を受領する。
- (エ) 破産者から支払いを受けた和議の成立前の債権者は、受領した金額を返還する義務を負わない (176 条)。

(6) 破産財団の清算、配当

① 破産者の事業継続の提案

破産債権確認集会で和議案が提出されず、和議案が否決され、または裁判所が和議案を承認しなかった場合、破産財団は法律により支払不能 (insolvent) の状態にあるものとみなされる。法人である破産者の事業の継続不能が明らかである場合、及び第 179 条等に従って破産者の事業が中止される場合は、破産管財人による事業の継続に関する第 104 条及び破産財団からの支払に関する裁判所の決定に関する第 106 条は適用されない (178 条)。

破産債権確認集会で和議案が提出されず、または和議案が否決された場合、破産管財人または債権者は法人である破産者の事業継続を提案することができる。債権者委員会が存在し、前記の提案が債権者から為された場合、債権者委員会と破産管財人はかかる提案について意見を提出する。破産管財人または債権者からの要求があった場合、監督裁判官は前記の提案に関する協議及び決定を 14 日以内に開かれる

次の会議まで延期する（179条）。破産者の事業を継続する提案は、全破産債権の2分の1以上を保有する債権者の賛成によって承認される。かかる提案に関する集会の議事録には、出席債権者名、各債権者による投票、投票結果及びその他の議事が記載される。議事録は、集会の日から7日以内に裁判所書記官室で一般の閲覧に供される（180条）。

和議案を承認しない裁判所の決定が確定してから8日以内に、破産管財人または債権者が監督裁判官に破産者の事業を継続する提案を行った場合、監督裁判官はかかる提案を受領してから14日以内に債権者集会を開催する。破産管財人は、前記の債権者集会の開催につき債権者に通知し、2紙以上の新聞紙に公告する。

債権者または破産管財人の申立てにより、監督裁判官は破産者の事業の終了を命じることができる。かかる申立てについては、監督裁判官は債権者委員会が存在するときはその意見、及びかかる申立てが破産管財人からなされたときは破産管財人の意見を考慮しなければならない。監督裁判官は、債権者及び破産者から意見を聞くこともできる（183条）。

② 破産財団の清算

破産管財人は、破産者の事業の運営継続の提案がなく、若しくはかかる提案が否決された場合、または破産者の事業の運営が終了した場合、破産者の承認または支援を得ることなく、破産財団に属する全ての資産の売却を開始する。法人である破産者の事業が継続される場合でも、事業継続に必要な資産は売却できる。破産者は、監督裁判官によって指定された、家庭用品、医療機器、オフィス用品を保有し続けることができる（184条）。

資産の売却は法定の手続に従って公開で行われる。公開で売却が行われえない場合、監督裁判官の承認を得て、非公開で売却が行われうる。資産の売却が速やかに行われえない、または全く売却できない場合、それらの資産については、破産管財人は、監督裁判官の承認を得て、処分方法を決定する。債権者が留置権を有する資産については、破産財団の利益になる場合、破産管財人は債権者に債務を履行することにより、かかる資産を破産財団に戻させる（185条）。破産財団の清算のために、破産管財人は監督裁判官の決定する報酬を破産者に支払うことにより、破産者の支援を得ることができる（186条）。

破産財団が支払不能（insolvent）になった後、監督裁判官は破産財団の清算方法について協議し、未確定の破産債権を確定するための債権者集会を開催する（187条）。

③ 配 当

監督裁判官が十分な現金があると判断した場合、監督裁判官はいつでも確定した

破産債権者に現金を配当するように破産管財人に命じることができる（188条）。破産管財人は配当表を作成して、監督裁判官にその承認を得るために提出する。配当表には、破産管財人の報酬を含む入金と出金、破産債権者の氏名、各破産債権の確定額、破産債権者への配当額などを記載する。全ての破産債権者は監督裁判官の決定した配当を受領する。

優先権を有する債権者（優先権について異議の提出された債権者を含む）及び破産者の資産の上に担保権を有する債権者は、優先権または担保権の存在する資産の売却により得られた資金から支払いを受ける。前記の資産の売却により得られた資金が優先権または担保権を有する債権者の債権の支払に十分でないときは、債権者は不足額につき一般破産債権者となる（189条）。

条件付きで承認された破産債権については、債権全額に基づいて計算された配当額が配当表に記載される（190条）。破産手続きに関する一切の費用は、担保権者によって売却された資産を除き、全ての破産財団に属する資産の負担となる（191条）。監督裁判官によって承認された配当表は、承認の際に監督裁判官が決定した期間、裁判所書記官室で全債権者の閲覧に供される。破産管財人は、配当表の閲覧とその期間について新聞に公告する（192条）。配当表の閲覧期間において、債権者は裁判所書記官に対して理由を付して異議を申し立てることができる（193条）。配当表に対して異議が申し立てられた場合、監督裁判官は配当表の閲覧期間の最終日から7日以内で異議について公開で審理する期日を定める（194条）。異議の審理を行う期日において、破産管財人と債権者は異議に対する賛否の理由を述べることができ、監督裁判官は報告書を提出する。裁判所は、審理の期日または同日から7日以内に、十分な法的理由を付して異議について決定する（194条）。

破産債権が確定していない債権者及び届出よりも低い金額で破産債権が確定した債権者は、異議に対する審理期日の2日前までに異議を申し立てることができる。但し、未確定の債権の全部または一部が破産管財人に届け出られていること、債権届出書の写しと破産管財人の受領書が異議申立書に添付されていること、債権の全部または一部の確定の要求が提出されていることを条件とする。異議の審理は債権確定期日と同様の手続で行われる（195条）。異議についての裁判所の決定に対しては、最高裁判所に不服を申し立てることができる。最高裁判所は不服申立ての審理のために破産管財人または債権者を呼び出すことができる（196条）。監督裁判官は、破産財団に含まれる担保物件の売却対価に関する報告書を含む配当表が有効かつ拘束力のあるものとなったときに、配当表における担保権の抹消を命じる（197条）。担保権の対象となっている資産が売却されたとき、担保権者が既に配当を受領している場合は、資産の売却対価から受領済みの配当額を控除した金額が被担保債権額の範囲で担保権者に支払われる（199条）。

配当がなされた後に債権届出を行った債権者は、確定した破産債権について他の

債権者が受領した金額まで、残存資金から受領することができる（200条）。

配当表の閲覧期間の終了後、または配当表に異議が申し立てられた場合は異議についての裁判所の決定後、破産管財人は直ちに配当を行う（201条）。

④ 清算の終了

確定した破産債権の債権者が債権の全額を受領した後、または最後の配当表が法的に拘束力を持つものとなった後、破産手続きは直ちに終了する。破産管財人は、官報と新聞に破産手続きの終了を公告する。破産管財人は、破産手続きの終了後30日以内に、破産財団の管理と清算に関する報告書を監督裁判官に提出する（202条）。最終配当の後、異議が申し立てられた優先権を有する債権への支払のために留保された金額が破産財団に組み戻された場合、及び清算のときに知られていなかった破産財団に含まれる資産が存在した場合は、裁判所の命令により、破産管財人はそれらの資産を清算して配当表に基づいて配当を行う（203条）。

(7) 破産手続き終了後の破産者の地位と更生

最後の配当表が最終で拘束力のあるものとなった後、債権者は支払を受けていない債権について、債務者の資産に対して執行することができる（204条）。破産手続きで確定された債権は、裁判所の判決で確定された債権と同じ執行力を有する（205条）。但し、債務者が異議を申し立てた債権については、この限りではない（206条）。

和議案の承認または最後の配当表の確定による破産手続きの終了後、破産者は破産手続を実施した裁判所において更生の申立をすることができる（215条）。更生¹¹とは、破産者がその債務を履行したとの裁判所の決定を通じて、破産者の名誉を回復することである（同条注釈）。更生の申立は、全ての債権者が満足のいく支払いを受けたとの証拠が添付されていなければ認められない（216条）。満足のいく支払いとは、債権者がその債権全額の支払いを受けていないにもかかわらず、債務者に対して支払いを求めない状態をいう（同条注釈）。更生の申立ては、裁判所によって指定された2紙以上の新聞に公告される（217条）。更生の申立てに関する新聞での公告から60日間、債権者は更生の申立てに対して理由を付して異議を申し立てることができる。債権者からの異議は、更生の申立ての条件が充足されていない場合のみ認められる（218条）。更生の申立てに関する異議の申し立て期間の経過後、裁判所は異議の有無にかかわらず更生の申立ての許否について決定する。裁判所の決定

¹¹ インドネシア倒産法の原文では、「rehabilitasi」という文言が使用されている。第215条の注釈で記載されている「rehabilitasi」という文言の説明によれば、日本の破産法の免責と復権を併せた概念ではないかと思われる。

に対する不服の申立ては認められない（220条）。更生を認める裁判所の決定は公開の法廷で申し渡され、公開の記録に記載される。

(8) 国際破産

破産宣告後に、インドネシア国外に所在する破産財団に属する資産から債権の支払いを受けた、優先権を保有しない債権者は返済を受けた全額について破産財団に補償する（212条）。第三者がインドネシア国外に所在する破産財団に属する資産から優先的に支払いを受ける目的で、債権を第三者に譲渡した債権者は、その支払いを受けた額について破産財団に補償する。債権者が破産宣告があったことまたは破産宣告がなされることを知って行った、第三者への債権の譲渡は前記の目的で行われたものとみなされる（213条）。債権者が、第三者に債権または債務を移転し、それによりインドネシア国外で倒産法で認められていない破産者の債権または債務との相殺を行う機会を得た場合、債権者は破産財団の損失を補償する（214条）。

(9) 支払猶予

① 支払猶予の申立て

複数の債権者を有する債務者またはその債権者は支払猶予を申し立てることができる。期限の到来した債務の支払いを行うことができないか、支払いが行えなくなるであろう債務者は、一般債権者の債権の全部または一部の支払いを含む和議案を提出するために、支払猶予を申し立てることができる。また、債務者が期限の到来した債務の支払いができないであろうと判断する債権者は、債務者が一般債権者の全部または一部の支払いを含む和議案を提出するよう、債務者の支払猶予を申し立てることができる（222条）。債務者が、銀行、証券会社、証券取引所、清算機関、中央証券保管機構、保険会社、年金、公的分野の国営企業などの場合は、支払猶予の申立人は、それぞれインドネシア銀行、資本市場監督機関または財務大臣に限定される（223条）。

支払猶予は、申立人とその代理人によって署名された申立書によって裁判所に申し立てられる。申立てが債務者によってなされる場合、その債権と債務の金額及び内容を記載した一覧表と、その十分な証拠が提出されなければならない。債権者が申立人の場合、裁判所は債務者を呼び出す。裁判所の呼出しを受けた債務者は、その債権と債務の金額及び内容を記載した一覧表と、その十分な証拠に加えて、可能であれば和議案を提出する（224条）。支払猶予の申立は、裁判所書記官室で一般の閲覧に供される。

債務者による支払猶予の申立ての場合、裁判所は申立ての受理から3日以内に、

暫定的な支払猶予を命じ、監督裁判官を任命し、債務者とともに債務者の資産を管理する管財人を選任する。債権者による支払猶予の申立ての場合、裁判所は申立ての受理から 20 日以内に、暫定的な支払猶予を命じ、監督裁判官を任命し債務者とともに債務者の資産を管理する管財人を選任する。暫定的な支払猶予の決定後、裁判所は直ちに、暫定的な支払猶予の決定後 45 日以内に開かれる支払猶予についての第一回期日への呼出状を管財人を通じて債務者と知れたる債権者に送付する。債務者が第一回期日に出席しない場合、裁判所は同期日において債務者に対して破産を宣告する（225 条）。

管財人は、暫定的な支払猶予の決定について、官報と監督裁判官の指定する 2 紙以上の新聞に公告し、同公告は裁判官による支払猶予についての審理のための第一回期日の呼出しを含む。暫定的な支払猶予の決定のときに和議案が提出されている場合、公告はその旨の記載を含む。公告は第一回期日の 21 日以上前になさなければならない（226 条）。暫定的な支払猶予は決定の時から第一回期日まで有効である（227 条）。

第一回期日においては、裁判所は債務者、監督裁判官、管財人及び債権者から事情を聴取する。支払猶予の申立てに和議案が添付されている場合、または第一回期日の前に債務者が和議案を提出した場合、裁判所は和議案に対する投票を行うことができる。和議案の投票が行われない場合、債務者の要求により、債権者は、債務者、管財人及び債権者が和議案について協議し合意できるように、支払猶予を認めるかを決定する。暫定的な支払猶予の決定から 45 日以内に、裁判所が支払猶予を決定しない場合、裁判所は債務者に対して破産を宣告する。支払猶予の決定がなされる場合、かかる支払猶予の期間は暫定的な支払猶予の決定から 270 日を超えないものとする（228 条）。

② 支払猶予の決定

裁判所は、一般債権者及び担保権を有する債権者のそれぞれにつき、総債権額の 3 分の 2 以上を有し、出席債権者の 2 分の 1 以上の債権者の賛成がある場合、支払猶予を決定する。債権者の投票権について、管財人と債権者の間で争いがある場合、かかる債権者の投票権の有無については監督裁判官が決定する。支払猶予の申立てと破産の申立てが同期日に審理される場合、先に支払猶予の許否について決定する（229 条）。

債権者が支払猶予及び暫定的な支払猶予の延長に賛成せず、暫定的な支払猶予が終了した場合で、暫定的な支払猶予の決定から 270 日以内に和議案に関する合意が成立しない場合、管財人は監督裁判官を通じて裁判所に債務者に対して破産宣告すべきであることを通知する（230 条）。支払猶予に関する決定に対しては、不服の申立てはできない（235 条）。

裁判所は、支払猶予の対象となる債権につき複雑な債権が含まれているか、多数の債権者が存在する場合、または全債権額の2分の1以上を有する債権者の要求があった場合、債権者委員会を設置する。管財人は、その職務の遂行において、債権者委員会からの意見を聴取する(231条)。管財人からの要求により、監督裁判官は、支払猶予に関する状況の説明を聞くために、証人及び鑑定人の尋問を行う(233条)。

管財人は、利益相反関係がなく、債務者及び債権者から独立した者でなければならない。独立していないことが証明された管財人は、刑事及び民事の罰を課される。管財人は、その職務の執行につき過失により債務者の財産に生ぜしめた損害につき責任を負う。管財人の報酬は、法務人権大臣の定める指針に基づいて裁判所によって決定され、債務者の財産から支払われる(234条)。

③ 支払猶予

複数の管財人が選任されている場合、全管財人の過半数の承認を得て、管財人は法的行為を行う。ある法的行為に関して、賛成の管財人の数と反対の管財人の数が同じ場合は、監督裁判官によって決定される(236条)。

支払猶予が決定された場合、監督裁判官は、その指定する期間内に債務者の資産を調査して報告書を作成する専門家を選任することができる。専門家の報告書は、完全な理由付けとともに、債務者の資産状況、債務者から引き渡された書類、債権者の債務を履行するための債務者の準備状況と能力についての意見を含み、可能であれば、債権者の要求を満たすための方法について記載する。専門家の報告書は、裁判所書記官室にて無料で一般の閲覧に供される(238条)。

支払猶予が決定されてから四半期ごとに、管財人は債務者の資産状況について報告書を作成し、裁判所書記官室で一般の閲覧に供する(239条)。支払猶予の期間中、債務者は管財人の同意なくその資産の一部または全部について管理、処分を行うことはできない。債務者がかかる制限に違反した場合、管財人は債務者の資産が債務者の行為によって損害を受けないように、あらゆる手段をとることができる。支払猶予の決定後に管財人の承認を得ずに行われた債務者の行為は、債務者の資産に有益である場合に限り、債務者の資産について効力を有する。債務者は、その資産価値を増加させる場合に限り、管財人の承認を得て第三者から借入れをすることができる。債務者による第三者からの借入れが担保を必要とする場合、債務者は監督裁判官の承認を得てその資産に担保権を設定することができる(240条)。

④ 支払猶予の効果

支払猶予の期間中、債務者は支払を強制されることはなく、支払猶予の決定時に既に開始されていた債務者に対して債務の履行を求める全ての係属中の手続は中断される。支払猶予の決定時または和議案の承認時において、全ての強制執行は取り

消され、債務者の身柄が拘束されているときは債務者の拘束は直ちに解かれる。担保権者による債務者の資産に対する担保権の実行手続も、支払猶予の決定時に中断される（242条）。破産手続におけると同様に担保権の実行は制限されるが、支払猶予は担保権付きの債権には適用されない（244条）。支払猶予の決定時に存在していた債務は、全ての債権者に債権額に応じて行われるのでなければ履行されない（245条）。破産手続における担保権の執行の停止に関する条項が支払猶予手続に準用される（246条）。支払猶予の決定を受けた債務者の債権及び債務について、支払猶予の決定前に存在していた反対債権または債務で相殺することができる（247条）。支払猶予の決定前に債権または債務を譲り受けた者は、かかる譲渡が悪意で行われた場合、それらの債権または債務について相殺することはできない。支払猶予の決定後に譲渡されたいかなる債権または債務も相殺することはできない（248条）。

支払猶予の決定前に締結された契約で一部または全部が履行されていないものについて、かかる契約の相手方当事者は、管財人との間で合意する期間内に同契約の履行継続の有無について管財人に確認を求めることができる。契約の相手方当事者と管財人の間で上記の確認期間について合意できない場合は、監督裁判官が確認期間を定める。管財人が確認期間内に回答しない場合または管財人が契約の履行継続を選択しない場合、契約は解除され、契約の相手方当事者はかかる解除によって被った損害につき一般債権者となる。管財人が契約の履行継続を選択する場合、管財人は契約の履行について担保を提供する。管財人による未履行契約の継続または解除の選択は、債務者による一身専属的な債務を目的とする契約には適用されない（249条）。

支払猶予の決定時に未履行の契約が一定の時期までに商品を引き渡す契約であつて、支払猶予の決定時に債務者による商品の引渡が未履行である場合、かかる契約は解除され、解除によって損害を被った契約の相手方は一般債権者として損害の賠償を求めることができる。契約の解除によって債務者が損害を被る場合、契約の相手方はかかる損害を補償する（250条）。

支払猶予の決定時に債務者が賃貸借契約の賃借人となっている場合、債務者は管財人の承認を得て賃貸借契約を解除することができる。賃貸借契約の解除は、90日以内の契約または慣習に基づく猶予期間の後に行われる。賃料が前払されている場合、賃料の前払期間中は賃貸借契約を解除できない（251条）。

暫定的な支払猶予の決定後、債務者はその従業員を解雇することができる。但し、従業員との合意または法令に基づく猶予期間を置くものとする（252条）。

暫定的な支払猶予の決定前に締結された契約を履行するために、かかる契約の当事者が暫定的な支払猶予の決定の公告前に同決定を受けた債務者に対して債務を履行した場合、かかる者が債務の履行時に暫定的な支払猶予の決定について知っていたことが証明されない限り、かかる者による債務の履行は有効である。暫定的な支

払猶予の決定の公告後に同決定を受けた債務者に対して債務の履行をした場合、債務の履行をした者の所在地において支払猶予の決定について知ることができなかったことを証明しない限り、かかる債務の履行は有効と認められない（253条）。支払猶予は、連帯債務者及び保証人に対しては効力を及ぼさない（254条）。

⑤ 支払猶予の取り消し

支払猶予は、監督裁判官、債権者の申立てにより、または裁判所の職権により、以下の場合に取り消されうる。

- (ア) 債務者が、支払猶予期間中に資産の管理において悪意で行動した場合
- (イ) 債務者が債権者を害する行為をし、または行為をしようとした場合
- (ウ) 債務者が管財人の承諾を得ずに資産の管理、処分をした場合
- (エ) 債務者が支払猶予の決定時またはそれ以降に裁判所によって命じられた行為を行わなかった場合、または債務者の資産の利益のために管財人によって要求された行為を行わなかった場合
- (オ) 支払猶予の期間中において、債務者の資産状況が支払猶予の継続を許さないものとなった場合
- (カ) 債務者の状況が債権者への期限通りの債務の履行が期待できないものとなった場合

前記の(ア)と(オ)の場合、管財人は支払猶予の取消しを申し立てなければならない。申立人、債務者及び管財人は、支払猶予の取消しについて、裁判所が適正な通知のあとで指定する期日において、その主張を述べることができる。支払猶予の取消しの申立ては申立ての時から10日以内に裁判所によって審理され、裁判所は審理の終了から10日以内にかかる申立てについて理由を付して決定する。支払猶予が取消された場合、債務者に対して破産が宣告される（255条）。かかる破産宣告に対しては、不服を申し立てることができる（256条）。支払猶予の取消しの結果としての破産宣告は、官報と2紙以上の新聞で公告される（257条）。

債務者は、債務者の資産が債権者への支払いを行える状況であることを理由として、裁判所に支払猶予の取消しを求めることができる。その場合、裁判所は管財人と債権者を呼び出して、その意見を聞かなければならない（259条）。

⑥ 支払猶予の終了後の破産宣告

支払猶予の期間中、債務者に対して破産宣告の申立てを行うことはできない（260条）。支払猶予の終了後の破産宣告に関しては、破産の申立てがなされた場合の破産宣告における破産管財人と監督裁判官の選任、破産宣告の公告などの規定が準用される（261条）。否認権の行使の対象となる法律行為に関する期間は、支払猶予の決定の時から起算される。管財人の承認を得てなされた債務者による法的行為は、破

産管財人によってなされた法的行為とみなされ、支払猶予期間中に債務者が負担した債務は破産財団の債務となる。管財人の承認を得ることなく生じた債務者の債務は、破産財団の利益となるものを除き、破産財団の債務とはならない（262条）。倒産法の国際的適用に関する条項は、支払猶予の手續きに準用される（264条）。

(10) 和議案の提出

① 和議案の提出

債務者は、支払猶予の申立て時またはそれ以降において、債権者に対して和議案を提出することができる（265条）。和議案の写しは、監督裁判官、管財人及び（もしあれば）専門家に送付される（266条）。和議案を承認する決定前に支払猶予を終了させる裁判所の決定があった場合、和議案は無効になる（267条）。

和議案が書記官に提出された場合、監督裁判官は、管財人への債権届出の期限及び監督裁判官が議長を務める債権者集会で和議案の協議及び決議を行う日時を決定する。債権者集会は、管財人への債権届出の期日から、少なくとも14日の期間をおいて開かれる（268条）。

債権者は、管財人に対して、債権額とその内容を示す請求書またはその他の証拠を提出して債権を届け出る（270条）。管財人は届出債権を債務者からの報告と照合して確認する（271条）。管財人は、債権者の氏名及び住所、債権の金額と内容及び債権の認否を記載した債権者表を作成する（272条）。利息付債権は支払猶予の日までの利息を付して債権者表に記載される（273条）。条件付債権は、支払猶予の開始日における価値で債権者表に記載される。管財人と債権者が条件付債権の価値について合意できない場合は、条件付債権は条件付きで承認される（274条）。

期限の確定していない債権及び分割払いの債権については、支払猶予の開始日における価値で確定される。支払猶予の開始日から1年以内に期限が到来する債権は、期限到来済みの債権として確定される。支払猶予の開始日から1年後以降に期限が到来する債権は、支払猶予の開始日から1年後の時点における価値で確定する。期限未到来の債権の価値の確定においては、債権支払の期限及び方法、取得可能性のある利益及び契約書に記載された利息を考慮する（275条）。

② 和議案への同意

和議案に関する債権者集会において、管財人と専門家が選任されている場合は専門家は、和議案に関する報告書を提出する。債務者は、債権者による和議案の協議において、和議案に関する情報を提供し、和議案について説明し、和議案を修正することができる。期限までに届け出られなかった債権は、和議案に関する債権者集会の2日前までに同集会に届け出られることにより、管財人及び他の債権者から異

議がなければ、債権者表に追加される。かかる期限までに届出られなかった債権は、債権者表に追加することはできない。債権届出の期限は、居住地が期限までの債権届出の障害となるインドネシア国外に居住する債権者の債権には適用されない。期限後の債権の届出及びインドネシア国外に居住する債権者からの債権届出について異議があるときは、監督裁判官が債権者集会の意見を聞いて決定する（278条）。

管財人は、債権者集会において、既になされた債権の認否を撤回することができる。債権者は、管財人によって確認された債権の一部または全部について異議を申し立てることができる。債権者集会における債権の認否は債権者表に記録される（279条）。監督裁判官は、債権に異議が出された債権者につき、和議案に係る投票に参加できるか、参加できる場合の同債権者の債権額について決定する（280条）。

一般債権者及び担保権を有する債権者のそれぞれにつき、総債権額の3分の2以上を有し、出席債権者の2分の1以上の債権者の賛成がある場合、和議案は承認される。和議案に反対した担保権を有する債権者は、担保物件の価額または被担保債権額のいずれか低い方の額につき補償を受ける。全債権の2分の1以上の債権を有する過半数の債権者が和議案に賛成した場合、8日以内に債権者による2回目の投票が行われる。和議案に関する投票の後に、債権者数または債権額の変更があっても、投票の結果は影響を受けない（281条）。

監督裁判官が議長を務めた債権者集会の議事録は、和議案の内容、出席債権者の氏名、投票の内容、投票結果、その他の全議事について記録する。管財人によって作成され、債権者集会において修正された債権者表は、監督裁判官及び裁判所書記官によって署名され、債権者集会の議事録に添付される。債権者集会の議事録の写しは、裁判所書記官室において、遅くとも債権者集会から3日以内に備えおかれ、それから8日間、無料で一般の閲覧に供される（282条）。監督裁判官が和議案が否決されたと誤解していることが書面により明らかであるときは、債務者及び和議案に賛成した債権者は投票の日から8日以内に裁判所に議事録の訂正を求めることができる。裁判所が議事録を訂正した場合、裁判所は議事録訂正の決定において同決定から8日目以降、14日以内において和議案の承認の日を指定する。管財人は、かかる裁判所の決定を債権者に通知する（283条）。

③ 和議案の承認

和議案の同意が得られた場合、監督裁判官は、和議案の承認の日並びに管財人及び債権者が和議案への同意または反対の理由を提出する日において、裁判所に報告書を提出する。債務者も意見を述べるることができる。裁判所は、和議案の承認の日について14日の範囲内で延期することができる（284条）。裁判所は、和議案の承認の可否について前記の期日において理由を付して決定する。裁判所は、以下の場合に和議案を不承認とする。

- (a) 他者に留置されている資産を含む、債務者の資産が和議案で合意された資産額よりもはるかに大きい場合
- (b) 和議案の履行が十分に保証されていない場合
- (c) 和議案への同意が、破産者が関与しているか否かにかかわらず、債権者の詐欺若しくは共謀、またはその他の不正な方法に基づくものである場合
- (d) 専門家や管財人への報酬及び費用が支払われておらず、または支払のための十分な保全がなされていない場合

裁判所が和議案を承認しない決定をした場合、裁判所はその決定の中で債務者に対して破産を宣告する。裁判所の破産宣告は、監督裁判官と管財人によって受領されてから 5 日以内に官報及び 2 紙以上の新聞に公告される。裁判所による和議案の承認の決定に対しては不服を申し立てることができるが、裁判所による和議案の不承認の決定に対しては不服を申し立てることはできない（285 条）。

④ 和議案の承認の効果

裁判所によって承認された和議案は、和議案に反対した担保権付債権を有する債権者を除き、全ての債権者を拘束する（286 条）。

和議案の承認の決定により、和議案に同意する債権者集会の議事録に記載されている債権で、債務者の異議がなかったものについては、債務者及び和議案の履行を保証する全ての者に対して執行可能である（287 条）。和議案の承認により、支払猶予は失効し、その旨が官報と 2 紙以上の新聞紙に公告される（288 条）。

⑤ 和議案の否決後の破産宣告

債権者集会で和議案への同意が得られなかった場合、監督裁判官は、和議案と債権者集会の議事録を送付して、和議案への不同意の結果を裁判所に直ちに報告する。和議案への不同意の結果の報告を受けた裁判所は、債務者について破産を宣告する（289 条）。裁判所が債務者に対して破産を宣告した場合、破産宣告への不服申立ての条項を除き、破産宣告に関する条項が準用される（290 条）。債務者が和議案を履行しない場合の和議案の承認の取り消しについては、和議案の承認の取り消しの条項が準用される。裁判所が和議案の承認を取り消す場合、裁判所は債務者に対して破産を宣告する（291 条）。支払猶予の手續が終了した後の債務者に対する破産手續きについては、和議案の提出は行われぬ（292 条）。

⑥ その他

支払猶予と和議案に関する条項に基づく裁判所の決定に対しては、別の定めがない限り、不服の申立てはできない。但し、検事総長は公的な利益のために不服を申し立てることができる（293 条）。支払猶予と和議案の提出に関する一定の申立ては、

管財人によるものを除き、委任状を有する弁護士によって署名されなければならない（294条）。

(11) 再審手続き

確定した裁判所の裁判に対しては、以下の場合に、最高裁判所に再審を申し立てることができる。

(a) 裁判の結果に影響を及ぼしたであろう、新しい重要な証拠が発見された場合

(b) 裁判所の裁判に重要な法律適用の誤りがある場合（295条）

前記(a)の理由に基づく再審は、裁判が確定した日から180日以内に申し立てられなければならない。前記(b)の理由に基づく再審は、裁判が確定した日から30日以内に申し立てられなければならない（296条）。

再審の申立人は、再審申立ての理由を裏付ける証拠を提出しなければならない。再審の申立人は、再審の申立日に再審の申立書と証拠の写しを被申立人に送付する。被申立人は、再審の申立日から10日以内に再審の申立てに対する反論書を提出することができる（297条）。

最高裁判所は、最高裁判所の書記官室で再審の申立書を受審してから30日以内に申立内容を審理して判決を下す。最高裁判所による再審の申立てに対する判決は、公開の法廷で申し渡される。最高裁判所の書記官室で再審の申立書を受審してから32日以内に、最高裁判所は再審の申立てに対する裁判の結果を完全な法的理由を付して各当事者に送付する（298条）。

(12) 雑則、移行規定

倒産法に定めのない事項については、民事訴訟法¹²の規定に従う（299条）。

仲裁合意を含む契約書に拘束される当事者からの破産の申立てについて、破産申立ての基礎となる債権が破産宣告の条件を満たしている限り、破産裁判所はかかる破産の申立てについて審理して判断する権限を有する（303条）。インドネシアでは、仲裁および代替的紛争解決に関する法律（1999年法律第30号）第3条において、

¹² 現在のインドネシアにおける民事訴訟法は、ジャワ島とマドゥーラ島に適用される「ジャワ島およびマドゥーラ島の原住民および外国系東洋人に対する警察、ならびに民事訴訟および刑事公訴の裁判の職務に関する規則（HIR）」及びそれ以外の地域に適用される「ジャワ島およびマドゥーラ島以外の地域の司法規則（RBg）」である。インドネシアにおける民事訴訟手続きについては、島田弦「法務省法務総合研究所国際協力部委託研究 調査研究報告書—インドネシア民事訴訟に関する法律規定および実務との比較」を参照。

地方裁判所は仲裁合意によって拘束される当事者間の紛争について管轄を有しないと定められている。そして、仲裁判断は最終的で、拘束力及び執行力を有するとされる(同法第 60 条及び第 61 条)。前記の破産法第 303 条に基づく裁判所の管轄は、仲裁法第 3 条、第 60 条及び第 61 条の例外を定めるものと考えられる。しかし、インドネシアでは破産手続きが債権者によって債務履行の強制手段として用いられる傾向が見られるところ、仲裁手続きで不利な判断しか得られなかった債権者が、本条項に基づいて、紛争の蒸し返しを目的として債務者に対して破産申立てをすることが許されるとすると問題であろう。また、インドネシアの裁判手続きは様々な原因により予見可能性が低いと言われており、インドネシアでの裁判手続きを回避するために、契約書に仲裁合意を入れることがある。しかし、仲裁合意を回避するために、債権者が債務履行の強制手段として債務者に対して破産を申し立てることがあると、前記の目的を達成することができず、やはり問題となろう。

本倒産法の施行に伴い、旧破産法 (Faillissements-verodening Staatsblad 1905:217 juncto Staatsblad 1906:348) 及び 1998 年法律第 4 号は廃止される (307 条)。旧破産法 (Faillissements-verodening Staatsblad 1905:217 juncto Staatsblad 1906:348) 及び 1998 年法律第 4 号のもとの施行規則などは、本倒産法の内容に反しない限り、また本倒産法のもとで制定される新しい施行規則などに更新されない限り本破産法の制定後も適用される (305 条)。

4. インドネシア倒産法の運用

中央ジャカルタ地方裁判所商事特別法廷で申し立てられた倒産事件数は、以下の通りである¹³。

2004年	52件
2005年	44件
2006年	59件
2007年	64件
2008年	59件
2009年	74件
...	
2013年	約90件

2010年から2012年の情報が欠落しており、また2004年から2009年までの事件数と2013年の事件数は異なった情報源から得られたものであるが、おおむね中央ジャカルタ地方裁判所商事特別法廷で審理された倒産事件数は50件から100件の間で推移しているようである。インドネシアでは、中央ジャカルタ地方裁判所、マカッサル地方裁判所、メダン地方裁判所、スラバヤ地方裁判所及びスマラン地方裁判所の5か所の地方裁判所に設置された商事特別法廷が倒産事件について管轄を有する。ジャカルタはインドネシアの首都として経済の中心であるため、ジャカルタ以外の地方裁判所の商事特別法廷で取り扱われた倒産事件数は、前記の中央ジャカルタ地方裁判所で取り扱われた倒産事件数よりもはるかに少ないであろうと推察される。インドネシアの経済規模からすると前記の倒産事件数は少ないと考えられ、まだまだインドネシアでは公平な債権者への財産分配のための倒産手続が普及していないと言えよう。

しかし、全体的な倒産事件数は少ないとしても、インドネシアでは大企業に対して破産の申立てがなされたいくつかの著名な事件があり、少なくとも法曹界ではインドネシアにおける倒産法の重要性は認識されている。以下では、マニユライフ社、テレコムセル社およびバタビア航空社に対して申し立てられた破産手続きを取り上げて、インドネシアにおける倒産法の運用、その中で現れた問題点などを検討する。

¹³ 2004年から2009年までの事件数は、Hukumonlineの記事 (<http://www.hukumonline.com/berita/baca/lt4b3afc16b095a/banjir-perkara-pailit-di-tahun-kerbau>) による。2013年の事件数は、2014年2月に行った中央ジャカルタ地方裁判所でのヒアリングによる。インドネシア最高裁判所による破産事件数の公表は見当たらず、2013年12月と2014年2月に中央ジャカルタ地方裁判所を訪問した際に破産事件数の提供を求めたが、最終的に情報は開示されなかった。

(1) マニユライフ社事件

中央ジャカルタ地方裁判所商事特別法廷は、2002年6月、カナダを本拠とする保険会社マニユライフのインドネシア子会社である PT. Asuransi Jiwa Manulife Indonesia (「AJMI 社」) に対して破産を宣告した。この破産宣告は、インドネシアにおけるマニユライフの現地パートナーであり AJMI 社の株主であった PT. Dharmala Sakti Sejahtera (「DSS 社」) の破産申立てに基づくものである。DSS 社は、合弁契約に基づいて AJMI 社の利益の 30%を配当として受領する権利を有するが、同配当が行われていないため、AJMI 社に対して債権を有するとして同社に破産を申し立てている。

AJMI 社は上記の破産宣告について最高裁判所に不服を申し立て、2002年7月には最高裁判所は以下の理由などにより AJMI 社に対する破産宣告を取り消した。

AJMI 社の株主総会は、会社法の定めに従って当該会計年度において利益配当を行わないことを決定している。AJMI 社は当該会計年度において保険会社に求められる自己資本の要件を充足しておらず、AJMI 社は DSS 社の要求する利益配当を行う義務を負っていなかった。銀行、保険会社、証券会社のように公衆から広く資金を集める会社に対しては、経済的な不安定を引き起こす破産宣告を簡単に下すべきではない。本件の事実関係は複雑であり、通常の民事訴訟における多くの証拠調べ手続きを必要とする。AJMI 社の財務状況を見れば、AJMI 社は財務的に健全であって支払不能の状態ではなく、同社に対して破産宣告が下されるべきではない。

AJMI 社は、破産宣告の当時、インドネシア国内で約 40 万人の顧客を有する四番目に大きな生命保険会社であり、約 3.5 億ドルの資産を運用して 2001 年には約 860 万ドルの利益を上げていた。このような AJMI 社に対する中央ジャカルタ地方裁判所商事特別法廷による破産宣告は、インドネシアにおける外国投資家に大きな衝撃をもたらすとともに、インドネシア司法に対する不信感を増大させた。

最高裁判所で取り消されたとはいえ、AJMI 社に対する破産宣告に対しては、汚職の問題を含めて、様々な論評がなされている¹⁴。その中には、AJMI 社に対して破産を申し立てた DSS 社の債権はその存否について争われており、債権の確定には複雑な証拠調べを行わなければならないため、そのような債権に基づく破産の申立ては認められるべきではなかったとするものがある。

¹⁴ David K Linnan “Commercial law enforcement in Indonesia: The Manulife case” (Indonesia Law and Society 2nd Edition – Editor: Tim Lindsey)

(2) テレコムセル社事件¹⁵

2012年9月、中央ジャカルタ地方裁判所商事特別法廷は、インドネシア最大の携帯電話会社であるPT. Telekomunikasi Selular（「テレコムセル社」）に対して、破産を宣告した。この破産宣告は、テレコムセル社のプリペイド・カード販売会社であるPT. Prima Jaya Informatika（「PJI社」）によるテレコムセル社に対する破産の申立てに基づくものである。PJI社は、テレコムセル社がPJI社との契約に基づいて引き渡すべきプリペイド・カードを引き渡さなかったとして、プリペイド・カードの引渡請求債権に基づいてテレコムセル社に対して破産を申し立てたものである。これに対して、テレコムセル社は、PJI社はプリペイド・カードの引渡前に代金を前払いすべきであるのに、代金前払いを怠っていること、またPJI社はプリペイド・カードの販売ノルマを達成していないことから、テレコムセル社はPJI社に対してプリペイド・カードの引渡義務を負っていないと反論した。テレコムセル社の反論にもかかわらず、中央ジャカルタ地方裁判所商事特別法廷はテレコムセル社に対して破産を宣告したが、テレコムセル社は最高裁判所において破産宣告に対して不服を申し立て、最高裁判所は2012年11月に破産宣告を取り消した。

最高裁判所での不服申立てにおいて、テレコムセル社は、いくつもの裁判例（PT. Wiskita Karva v. PT. Mustika Princess Hotel など）を引用して、破産の申立人であるPJI社のテレコムセル社に対する債権は、倒産法で定められている簡単な証拠調べ手続で証明できるものではなく、破産申立ての要件である債務者に対する債権としての適格性を欠くと主張した。この論点は、マニユライフ社に対する破産手続と共通する論点である。

テレコムセル社は、10億ドルを超える純資産を有し、2011年にも巨額の利益を計上する健全な企業であり、中央ジャカルタ地方裁判所商事特別法廷による同社に対する破産宣告には大いに疑問がある。その後、本件の担当裁判官は最高裁判所による懲戒処分を受けて解任されている。

(3) バタビア航空事件

2013年1月、中央ジャカルタ地方裁判所商事特別法廷は、International Lease Finance Corporation社の破産申立てに基づいて、PT. Metro Batavia（「バタビア航空」）に対して破産を宣告した。破産宣告によりバタビア航空は一切の運航を中止し、バタビア航空の航空券を購入していた多くの旅行者が混乱に陥った。

本件については、本論考で特筆すべき法的論点はないが、インドネシアにおける倒産法に基づく最近の大型倒産事件である。

¹⁵ Joel Hogarth “Telkomsel highlights Indonesia’s bankruptcy shortcomings” IFLR (<http://www.iflr.com/Article/3196298/Telkomsel-highlights-Indonesias-bankruptcy-shortcomings.html>)

5. インドネシア倒産法の問題点、改善策、提言

インドネシア倒産法において喫緊の検討を要する点として、破産宣告の要件が、①複数の債権者が存在することと、②少なくとも一つの期限到来済みで支払われるべき債務の不履行があることと定められており、支払不能、債務超過、支払停止などが破産宣告の要件とされていないことが挙げられる。前述の通り、健全な財務状況のカナダを本拠とする保険会社マニユライフのインドネシア子会社である PT. Asuransi Jiwa Manulife Indonesia やインドネシア最大の携帯電話会社である PT. Telekomunikasi Selular に対して破産宣告がなされたのは、破産宣告の要件をこのように定めていることが大きな原因と考えられる。

インドネシアでは、1998年の権威主義的なスハルト政権の崩壊後、民主化とともに法治主義を強化すべくインドネシア最高裁判所の主導のもと司法改革が進められている。しかし、現代の裁判にそぐわないインドネシア独立前の民事訴訟法が現在でも使用されていること、司法の汚職、法曹の質的レベル、不十分な判例や学説の蓄積などの問題があり、なかなか司法改革によって司法のレベルが向上し国民の司法に対する信頼が高まるまでには至っていない。インドネシアの裁判所での判決に関しては法的な予見可能性が低いというのが一般的な認識であり、また事案の複雑さなどにもよろうが訴訟の提起から判決までにはかなりの時間がかかり、さらに最高裁判所までの上訴率は非常に高い。また、裁判所で最終的に勝訴判決を得ても、債務者の財産に対する強制執行手続きは法律的かつ実務的に決して容易ではない。以上のことから、日本などの先進国における状況と比べて、インドネシアで債権者が通常の民事裁判手続きを通じて債務者による債権の履行を実現するのは簡単ではないと言わざるを得ない。

そのような通常の民事裁判手続きによる権利実現の困難さと比べると、倒産法のもとで債務者に対して破産を申し立て、倒産手続きを通じて債権回収を図る方が通常の民事裁判手続きによるよりもはるかに有利と考えられる点がある。まず、倒産法のもとでは各手続が明確に定められ、その進行について時間的な制限が設けられているので、迅速な手続きの進行が期待できる。また、破産宣告がなされると債務者の全資産は破産管財人の管理下におかれ、破産管財人による処分、債権者への配当へと進む一連の手続が明確に定められているので、個別の保全、強制執行といった手続きが不要である。さらに破産宣告によって債務者の全資産が破産管財人の管理に移されることは、債務者に対する大きな経済的圧力になりうる。

このように破産手続きによる債権回収の方が通常の民事裁判手続きよりも債権者にとって有利と考えられ、また破産宣告の要件が容易に充足されうるものであることから、破産手続きが通常の民事裁判手続きの代替として健全な財務状況の債務者からの債権回収の手段として使用されるようになり、PT. Asuransi Jiwa Manulife Indonesia や PT. Telekomunikasi Selular に対する破産宣告のような問題が発生した。

このような問題に対処するために、現在では、破産宣告の要件は簡易な方法で証明されるものでなければならないとの解釈がとられているようである。すなわち、債権者に対する債権の存在を含めて、破産宣告の要件が簡易な方法で証明できない場合は、破産申立ては却下されなければならないと解されている。このような解釈のもとでは、債権者の債務者に対する債権の存否について債権者と債務者の間で争いがある場合、債権者の債権は通常の民事訴訟と同じ裁判手続きを通じての証明を必要とするので簡易な方法で証明できないとして、債権者による破産の申立てが却下されることとなる。

確かに、上記のような解釈をとれば、債権者が健全な財務状況の債務者に対して債権回収の方法として破産を申し立て、債務者に破産が宣告されるという問題は回避できるだろう。しかし、倒産法第 8 条第 4 項は、「第 2 条第 2 項に定める破産宣告の要件をみたす事実または状況が簡易な方法で証明されている場合は、破産申立ては認容されなければならない。」¹⁶と定めている。この条文は、文理的には、破産宣告の要件については疎明で足りるのであって、破産宣告の要件は証明されることを要しないと解すべきであろう。日本の破産法第 18 条第 2 項は、「債権者が破産手続開始の申立てをするときは、その有する債権の存在及び破産手続開始の原因となる事実を疎明しなければならない。」と定めている¹⁷。インドネシア倒産法第 8 条第 4 項も文理的には日本の破産法第 18 条第 2 項と同様に疎明を求める趣旨であって、破産宣告の要件が簡易な方法で証明できない場合は、破産の申立てを却下しなければならないとの解釈は文理的に無理があるように思われる。

上記のような解釈のもとでは、債権者による破産申立てに対して債務者が債権者の債権の存否について争った場合、債権者の破産申立ては却下されることになり、債権者による破産申立ての制度が機能しなくなるおそれがある。支払不能または類似の状況が破産宣告の要件に含まれていないことによる健全な財務状況の会社に対する破産宣告の問題を回避するために、破産宣告の要件の証明方法について文理的に無理のある解釈をとり、それによって新たな問題を生み出しているのではないだろうか。インドネシア最高裁判所も前記の点について問題意識を有しており、支払不能または同様の状況を破産宣告の要件とすべきかについて、研究グループを設けているとのことである¹⁸。

¹⁶ 原文は「Permohonan pernyataan pailit harus dikabulkan apabila terdapat fakta atau keadaan yang terbukti secara sederhana bahwa persyaratan untuk dinyatakan pailit sebagaimana dimaksud dalam Pasal 2 ayat (1) telah dipenuhi。」となっている。

¹⁷ 日本の破産法に関しては、債権者申立ての場合には、債権の存在および破産手続開始原因の疎明が要求されるが、これは申立ての適法要件であって、裁判所が破産手続開始決定をなすためには、なお破産原因の証明が必要になる。但し、申立人の債権の存在については争いがあり、判例は疎明で足りるとしているが、最近の有力説は、債務者の利益保護という理由から、証明を要するとしている（伊藤 92-93 頁）。もっとも、いずれの説によっても、申立人の債権が複雑な審理を経ての証明を要する場合に破産の申立てを却下しなければならないとの結論にはならない。

¹⁸ 中央ジャカルタ地方裁判所での 2014 年 2 月 18 日付ヒアリングによる。

日本の破産法では、破産の債権者申立てに際して、債権者は債権の存在及び破産手続開始原因について疎明することが要求され、その後の裁判所による破産手続開始決定のためには破産手続開始原因の証明が必要とされている。法的手続きによる倒産処理の必要性¹⁹ ((1)債権者の個別的権利行使制限の必要性、(2)債務者の詐害行為の防止、(3) 不正な目的を持つ第三者の介入の排除、(4)大規模倒産の公平な処理、(5)不良債権整理の必要性) と債務者の利益保護のバランスという観点から、このような日本の制度は前記の課題に係るインドネシア倒産法の検討、改正に際して参考になるであろう。

また、インドネシア倒産法の課題として、その内容が簡潔すぎることも挙げられる。清算型手続と再生型手続の両方を定めるインドネシア倒産法は全 306 条であるのに対して、日本の場合は、破産法全 277 条、破産規則全 86 条、民事再生法全 266 条、民事再生規則全 146 条となっている。単純に条文数だけでは比較できないが、清算型手続と再生型手続の両方を定めるインドネシア倒産法の内容は簡潔すぎて、裁判所、監督裁判官、破産管財人の裁量の幅が大きく、手続の進行、結果に関する予測可能性が低いように思われる。インドネシアでは、ロー・コスト・キャリアの一角をなしていたバタビア航空 (PT. Metro Batavia) の倒産といった大型の倒産事件も発生しており、そのような大型倒産事件にも対応できる具体的かつ明確な手続規定が求められる。

今回の調査では、具体的な各手続の運用に踏み込んで問題点を洗い出すところまでは手が及ばなかったが、インドネシアの倒産法制には上記のような課題がある。インドネシアの新しい倒産法は 2004 年に制定されてからまだ 10 年ほどと歴史が浅く、年間の倒産事件数も 50-100 件であって事例の蓄積も十分ではない。これに対して、日本は精緻な倒産法制を有し、豊富な事例の蓄積に基づく運用上のノウハウを有している。日本は、インドネシアが前記の課題などを克服して、よりよい倒産法制と運用制度を構築するために、様々な形で理論的及び運用上の情報提供を行うことができるであろう。

インドネシア最高裁判所では、支払不能および類似の状況を破産宣告の要件とすることについて研究グループを立ち上げているとのことであり、例えば、かかる研究グループをカウンターパートとしてワークショップなどにより日本から情報を提供することが考えられる。また、商事特別法廷を有しインドネシアにおける大半の倒産事件を扱っているであろう中央ジャカルタ地方裁判所でのヒアリングでは、同裁判所所長から日本の倒産法制の専門家を招いて情報交換の機会を設けられないかとの提案があった。

¹⁹ 伊藤 10-12 頁

インドネシアは、1998年にスハルト政権が崩壊してから民主化とともに法治主義を確立すべく司法改革を進めており、同国の司法改革に対して日本のJICA、法務省、裁判所、日本弁護士連合会、大学などから支援が続けられている。インドネシア最高裁判所の日本に対する支援の要望に関して、破産法関連の支援の優先順位は現在のところ必ずしも高くはないかもしれない。しかし、大規模なプロジェクトとして倒産法関連の支援を行うのではなくても、付随的な支援として、またはアドホックの支援として日本からインドネシアに対する倒産法関連の情報提供等の支援を行うことは有益と思料される。また、ここ数年の日本とインドネシアの間の経済的および社会的なつながりの増大にともなって、司法関連の両国間の協力のすそ野は着実に拡大している。そのように拡大しつつある司法関連の両国間の協力のなかで、様々な形での倒産法制に係る支援を日本からインドネシアに提供することが可能であろう。

以 上

インドネシア倒産法 目次

第1章	一般規定 (第1条)
第2章	破産
第1節	破産宣告の条件と決定 (第2条-第20条)
第2節	破産宣告の効果 (第21条-第64条)
第3節	破産財団の管理
第1款	監督裁判官 (第65条-第68条)
第2款	破産管財人 (第69条-第78条)
第3款	債権者委員会 (第79条-第84条)
第4款	債権者集会 (第85条-第90条)
第5款	裁判官の決定 (第91条-第92条)
第4節	破産宣告後の手続と破産管財人の職務 (第93条-第112条)
第5節	破産債権の確定 (第113条-第143条)
第6節	和議 (第144条-第177条)
第7節	破産財団の換価 (第178条-第203条)
第8節	破産手続完了後の破産者の法的地位 (第204条-第206条)
第9節	相続財産破産 (第207条-第211条)
第10節	国際法規 (第212条-第214条)
第11節	免責 (第215条-第221条)
第3章	支払義務の猶予
第1節	支払義務の猶予とその結果 (第222条-第264条)
第2節	和議(第265条-第294条)
第4章	再審の申立て (第295条-第298条)
第5章	雑則 (第299条-第303条)
第6章	移行規定 (第304条-第305条)
第7章	終章 (第306条-第308条)

Interview on Bankruptcy

Time: February 18, 2014 11:00 – 12:15

Participants: Mr. Gusrizal (Chief of Central Jakarta District Court)

Mr. Suwidya (Vice Chief of Central Jakarta District Court)

Mr. --- (Chief of Court Clerk)

Ms. --- (Court Clerk)

Tsutomu Hiraishi (Foreign Legal Adviser –

Jakarta International Law Office)

Gita Sembiring (Intern - Jakarta International Law Office)

1. The Chief of District Court of Central Jakarta has indicated his intention to tighten the cooperation between Japan and Indonesia on the issue of bankruptcy. He also indicated his intention to invite Japanese legal scholar and/or practitioner in the coffee morning at the Court to give a presentation on the issue of Japan's bankruptcy law. The purpose of this activity is to share and study the perspective between both legal systems.
2. The rationale on the compulsory applicability of the expedited procedure to settle the bankruptcy case is because in the Indonesia legal system, bankruptcy case falls in the area of *perdata khusus* (special civil case) and when a bankruptcy case has to be settled through complicated procedures, therefore it

indicates that the concerned case should be proceeded in the general civil trial rather than the bankruptcy case.

3. Indeed that there is a gap on Indonesia bankruptcy law that does not put the characteristic of “insolvency” as one of requirement on the declaration of bankruptcy. The result of this gap is that there is a lot of healthy companies are being sued to put into bankruptcy. The Chief added that in Indonesia, formally, putting a healthy company into a bankruptcy is possible. Due to formulation of the law itself, not only a company can be put into bankruptcy due to its incapability to pay the debts but also simply when it has an intention to not pay the debt. However, the Supreme Court of Indonesia has duly noted this issue, recently the Research and Development (R&D) of the Supreme Court has established the a focus team to discuss on the issue of the position of “insolvency” as the requirement to declare bankruptcy.
4. Same with Japan, the Indonesia’s bankruptcy law has several classifications of creditors. In Indonesia, there are 3 types of creditors namely kreditor separatis (equal to the secured creditor in Japan that refers to the creditor who has been secured through any mortgage or guarantee), kreditor konkuren (equal to the special creditor in Japan that refers to the debtor who deals on the payment of fees related to the bankruptcy processes itself, employee salaries, and also taxes), and the last one is the general creditor.
5. Indeed there are a lot of healthy companies being sued to be put into bankruptcy. The Chief seconded this notion, however, he also added that the judges also tries to put their conscience and deep analysis before rendering the judgment. He added that the cases that involve big companies yet denied by the Court usually

would not be disclosed to the public while when it is granted, the case will be highly exposed to the public. Despite of any controversy, many high profile cases give the Supreme Court the specific idea to improve the national bankruptcy law. One of the examples is on the case of PT. DSS v. PT. AJMI that initiated the issuance of jurisprudence of Supreme Court Number 33/K/N/1999 and 033/K/N/2001 which stipulate that putting the insurance company into bankruptcy is the exclusive rights of the Minister of Finance. Another remarkable case is the case of Telkomsel, which initiates the issuance of regulation on the curator's fee.

6. It is known that the problem in the Indonesia's bankruptcy law mainly lies on the completion of the payment of the debt itself, which will be very emotional and take a very long time.
7. The "rehabilitation" in Indonesia's and Japan's bankruptcy law refers to different idea. "Rehabilitation" in Japan refers to the similar idea of PKPU in Indonesia where the Debtor may submit its peace settlement plan. Whereas in Indonesia, rehabilitation refers on the action after the bankruptcy process. After the bankruptcy has been declared there would be 2 subsequent recourse namely the rehabilitation and the liquidation (the company is being closed). The rehabilitation is rarely granted to the company, and usually be granted to the individual only.
8. There are around 90 cases filed at the Commercial Court of Central Jakarta District Court, which include following five types of cases in relation to the bankruptcy:
 - a. Filing of bankruptcy

In this procedure, the claim can be brought by both creditor and the debtor and shall be decided within 60 days. In this procedure, the peace settlement plan may also be submitted and decided.

b. Suspension on the payment of the debt

This is quite similar to the “Rehabilitation” in the Japan’s bankruptcy law where the debtor and creditor may submit a rehabilitation plan that concerns on the payment of the debt. Basically both creditor and debtor can submit for PKPU and bankruptcy.

In the case that the creditor submits for PKPU and filling the peace settlement plan, the court has to decide the case within 20 days after the submission. According to Article 214(2) of Bankruptcy Law, the claim for the “temporary PKPU” must be granted and must be conducted within 45 days before conducting the creditors meeting where the debtor has the chance to present its proposed peace settlement. If within that 45 days, there is no any decision yet, the “fixed PKPU” which is 270 days long. If within this period still there is no any decision, the PKPU is considered as failed and the case may be proceeded as the claim on bankruptcy.

PKPU can also be submitted by debtor and must be decided within 3 days. The remaining process is the same when the application was made by the creditor.

c. Other claims (*gugatan lain-lain*)

This can be done the third party.

d. The cancellation of the peace settlement

This claim is usually submitted in the case that the debtor has breached the agreed peace settlement.

e. Actio pauliana

This is usually submitted by the curator or any party concerning the asset of the bankrupted individual or company. Through this claim, a party may prove that a particular asset of the company has not been counted as the asset which actually shall be distributed to the creditors (*boedel pailit/harta pailit/literally translated as bankrupt asset*). This claim is submitted when the payment of the debt has been completed and when this claim is granted, the unpaid assets shall be taken and distributed to the creditors.

In a very wide definition, action pauliana is a legal recourse to cancel out the transaction done by the debtor, which may put the interest of the creditor at stake. One example is the selling of the assets so that the assets cannot be given to the creditors. This claim is directed to any actions in the past 1 year done by the debtor prior to the decision on the bankruptcy is rendered. (Regulated under Article 42 of Bankruptcy Law)